

第百四十五回国会
衆議院

商工委員会議録第十号

平成十一年四月二十日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 山口 善徳君

理事 小野寺五典君

理事 河井 克行君

理事 熊谷 市雄君

理事 新藤 義孝君

理事 田中 和徳君

理事 中山 太郎君

理事 牧野 隆守君

理事 村田 吉隆君

理事 山本 幸三君

理事 島津 尚純君

理事 中山 義活君

理事 遠藤 乙彦君

理事 福留 泰蔵君

理事 小池百合子君

理事 武山百合子君

理事 吉井 英勝君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

環境庁企画調整局長 岡田 康彦君

環境庁企画調整局長 浜中 裕徳君

通商産業省産業政策局長 江崎 格君

通商産業省環境立地局長 太田信一郎君

資源エネルギー庁長官 稲川 泰弘君

委員外の出席者

商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動

四月二十日

辞任

遠藤 乙彦君

岡部 英男君

熊谷 市雄君

奥谷 通君

竹本 直一君

武部 勤君

林 義郎君

茂木 敏充君

小池百合子君

二階 俊博君

同日

補欠選任

小野寺五典君

河井 克行君

熊谷 市雄君

砂田 圭佑君

田中 和徳君

萩山 教蔵君

村田 吉隆君

菅原喜重郎君

武山百合子君

同日

補欠選任

岡部 英男君

茂木 敏充君

竹本 直一君

奥谷 通君

武部 勤君

遠藤 乙彦君

本日(の)会議に付した案件

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

○古賀委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本幸三君。
○山本(幸)委員 自由民主党の山本幸三です。
電気事業法、ガス事業法の改正は、私は規制緩和に沿った大変結構な流れであるというふうに評価しておりますが、せっかくの機会でありまして、ぜひ大臣にちよつと教えてもらいたいなと思つておられます。
最近、産業競争力会議というものがあつたりして、そこで伝え聞いているところでは、設備過剰論というのがある。日本の経済、今は設備が過剰であつて、むしろそういう過剰な設備を廃棄していく、サブライサイドに立つた対策が必要であるという形で議論されていると聞いているんですけども、これは大変興味のあるテーマでありまして、そこを、ぜひ大臣のお考えを教えてください。
では具体的に電力業界、ガス業界は設備過剰の状況にあるのかということ、そもそも設備過剰論というのはどういう状況、どういう問題意識に基づいて大臣は言つておられるのか、ちよつと教えていただければと思ひます。
○与謝野國務大臣 一昔前の設備過剰という概念は、国内だけの問題として設備の総量というものを考えることができたわけですが、今のように関税が大変低くなつて、各国間の貿易が極めて円滑に行われるようになった場合に、設備というものは、いわば世界全体の供給力の源というふうにも考えられているわけですから、設備廃棄という概念を、い

わゆる昔のように、ある工場の生産力を除却するという考え方を考えてはいけなかつたと思つております。
今回、競争力会議で考えております設備過剰論というのは、実際、日本国内の設備過剰を解消するというのを通じて企業のバランスシートをよくするというのが主眼でございまして、例えばある石油製品の設備を幾ら国内でカットいたしましても、それがよその国からどんどん輸入されるということになれば、それ自体は、他の国の設備過剰がそういう貿易を通じて日本の国に持ち込まれるということでございます。
したがって、設備過剰、設備廃棄という概念の中には、昔のように単に設備を廃棄するというだけではなくて、やはり設備を廃棄する、過剰設備を整理することを通じて、それぞれの企業の財務内容と申しますか、財務体質と申しますか、あるいは貸借対照表上の健全性と申しますか、そういうものを改善し回復するという作業が伴わなければならないと思つております。
いわば、生産調整的な考え方よりも、個別企業のバランスシートを回復させる。すなわち、バブルの時代に、社債を発行してもすぐ消化できる、あるいは金融機関から借り入れが簡単にできる、そういう時代には、やや経営者の方々も気が緩んで、生産性の低い分野に投資をしたという傾向が十分見受けられますので、そういうものの全体の整理というふうには私はとらえております。
○山本(幸)委員 かつてのような設備廃棄と違つて、企業のバランスシート調整をねらうということなんです、方向はよくわかりませんが、ちよつとそのロジックがはつきりしないという気がするんです。企業のバランスシートがどういう状況だから設備が過剰であるということになるのかというの、よくわかりません。

それで、ここは余りそういう議論を細かく言ってもあれですので、いざれ改めて行いたいと思いますが、ちょっと私の考えがあるものですから聞いていただいて、御感想をお願いしたいと思っています。

設備が過剰といった場合に、何に對して過剰かというのが問題なんです。通常、経済理論で過剰だといった場合には、私の理解するところでは、潜在成長力に見合つて当然行なうべきでない設備投資というのがある。それは潜在成長率、趨勢的な成長率に、経済の資本財の相対価格が変わつてきますから、それに対応する資本・産出係数というのがあるんですけれども、それと資本の除却率、そういうのを全部含めて、ある一定の、経済が成長すると考えられるその潜在成長率の伸び方に應じた設備投資というのがあるはずだ。

問題は実際の設備投資がその水準を超えているかどうかというところで判断すべき話であつて、それが潜在成長率に應じた設備投資よりも過大に行われれば、これは過剰設備と言えらると思うんですね。しかし、そうじゃない、潜在成長率に應じた程度の中で行われている設備投資というのは、別に過剰とは言わないと私は理解しているんです。

それで、大変申しわけない、もっと簡単なものがあればと思つたんですが、これしかないものですから。それをこのグラフに書いてあるんです。六〇年代の高度成長期というのは、上がフローの設備投資で、それがプラスされて、右側が資本ストックの伸びなんですけれども、設備投資が大きく伸びてそれが資本ストックの伸びにつながつていくという形になっているわけです。高度成長のときというのは、設備投資があつたと伸びて、資本ストックが伸びるので、大きく右に旋回するんです。それは、ある一定の潜在成長率のラインに應じて、それが大きく右への伸び。この右への伸び方が大きくなると過剰設備という状況があつて、あるところまで行くと急速にそれが調整されて、また減つてしまふ。

それで、七〇年代の後半から八〇年代は、まさに成長率の屈折があつて、大体四・五%成長ぐらいのところに来ていて、そこを中心にくつと旋回しているわけですね。これが、九〇年代に入つて、成長率が明らかに二%成長ぐらゐに屈折したと見られるわけでありまして、やはり九二年からバブルの崩壊とともに急激に設備投資の調整が行われて、つまりバブルの前の調整は九二年から九四年に終わつてしまつた。

今議論されているのは、伝え聞くと、バブルのときのものがまだ残っているんじゃないかという議論をしているんですが、私は必ずしもそうは思わない。九二年から九四年で既にバブルの資本ストックの調整は終わつて、そして九五年、九六年、少し回復するわけですね。これは、二%の潜在成長率があるとしたら、それに應じた形で行われていて別におかしな話ではないし、しかもそのとき、今回は右に大きく旋回していない。つまり、過剰設備という議論は余り当たらないんじゃないかなという感じが一つしてきます。

それは先ほど大臣もちょっと申されたんですけども、じゃ、日本の投資というのは生産性の低い投資に行つたかということを見ると、投資が効率的であるかどうかというのは、これまた大変申しわけない、数字が出て恐縮なんですけれども、要するに、下のほうの、資本蓄積をしてもまだ消費ができるぐらいに余裕がある場合には効率的だと判断するんです。それで、現実のものをみると、資本の限界生産力の方が明らかに潜在成長率を賄うに必要な設備投資の数字よりも大きくて、プラスであつて、それは消費が十分できる水準まで残しているんで、こういう投資は、全体として見れば効率的に行われたというように判断できるんじゃないかなと思う。

問題は、そういう設備過剰というよりは、日本の経済の姿が九七年の末から九八年に急速にまた落ちている、ここがなぜ起こつたかということと、この議論が正しい正しくないなことをやつたつてしようがないので、問題はなぜ日本経

済がそういう状況に陥つていくかということだと思ふんですね。

私はやはり、九七年から九八年にかけて、せつかく九五、六と回復してきたものが急速に失はれてしまつたのは、明らかに金融デフレ、金融機関の体力が弱つた。これは不良債権問題そのもので、すけれども、企業のバランスシート上、実質債務超過になつた。私はその点では大臣と問題意識は同じで、まさに企業のバランスシートの実質債務超過のところを消してやらなければいかな、それを受けて銀行が不良債権問題になつていくので、だから、私が言っているのは、銀行に債権放棄させる、そして企業のバランスシートからも銀行のバランスシートからも両方早く落とせ。同時に、金融システムが不安で資金が中小企業を中心に回らなくなつていくわけですから、これは通産省、大臣が先頭に立つてやつていただいた信用保証は非常にきいたわけですね。まさにその政策こそが大変正しかつたし、同時に、やはり日本銀行に潤沢に資金を出すように、量的緩和、そこをやらなきゃいかな。

だから、やはりこのところは、経済が今収縮しているのは、設備過剰というよりはむしろ需要不足。その需要不足のもとになつていく金融デフレの対策、不良債権対策、バランスシートから落とすやり方、プラス日本銀行の潤沢な金融緩和と政策、これが重要じゃないかなという問題意識を持っているんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○与謝野國務大臣　まず、過去数年の景気の動向でございすけれども、やはり、おとしの十一月に起きました、北海道拓殖銀行、山一証券、三洋証券の破綻というものが心理的に国民に与えたものは、我々が想像している以上に大ききものだったと思ひます。多分、後になつていろいろな学問的な研究をすれば、あの時点からちやうど景気は逆に低下していくというように恐らく判断されるんじゃないかと私は思つております。私、先生のマクロ的なとらえ方のほかに、一つ

だけ、過剰設備と私が申しましたのは、過剰設備は、過剰債務を発生させているという点において過剰設備を整理しなければならぬということ、過去やりましたような生産カルテル的な設備廃棄というのは、現時点では我々、考え方としてとつておりませんし、ましてや独禁法上それが許されているわけでもありません。

それからもう一つは、先生のお考えの中には、資本蓄積をしてもなお消費をふやすことができれば、その資本蓄積、すなわち投資というのは効率的であるという考え方に基づいて御主張されているんだと思います。すなわち、投資をふやし過ぎて消費を減少させるようなことになれば、当該投資は非効率という整理をされているんだと思います。

ただし、私、余り経済学は詳しくないんですが、この考え方は生産と需要が一致することが前提になつております。生産と需要は、中長期的には経済学的には一致するというふうに考えられておりますけれども、一時的には、産業間の生産資源の配分を含め、ミスマッチが生ずるということもあり得るわけだと私も考えております。

したがひまして、通産省としては、生産性、収益性を含めて、需要にマッチした生産への調整を円滑に進め、低成長のもとでも効率的な投資が行われることになるよう供給面の取り組みを行うという考え方で、競争力会議に臨みたいと思つております。

それからもう一つは、九七年、一昨年の十一月に起きました、そういう、まさに先生が御指摘になつた、金融デフレという言葉をお使いになりましたけれども、やはり実際に銀行の経営内容がよくなつてきた、そこに実際、証券会社があるいは銀行というもののまさかと思ふような倒産が起きた。そういう面がまた金融デフレを加速させたということと同時に、国民の消費生活の中で需要が一巡していったということで、とりあえず新しく可処分所得を消費に回さなくても生活は維持できるといふ、消費の一巡という現象がやはりきま

したし、また心理的な側面も大いにきいたんだろ
う、そのように思っております。

ですから、個人消費という面では、やはり消費
マインドを回復させるために、日本の将来に対す
る不安を除去する。これは経済の側面もありま
すし、年金とか健康保険とかその他の社会保障制
度に対する将来の不安を除去するとか、そういう
経済そのものではなくて、外的な要因というもの
を除去するという努力を我々みんなで行なってい
かなければならないという側面も、見逃してはならない
と思っております。

設備に関しては、設備投資意欲が衰えたとい
うのは、実際、設備過剰という面、あるいは国際競
争力をなくしてきたという面のほかに、やはり経
営者の将来に対する意欲とか起業家精神とか、そ
ういふものが非常に失われてきたという心理的側
面もまた、経済学という本来の学問の外で考えな
ければならない一つの大事な現象だろうと私は
思っております。

○山本(幸)委員 大臣の御指摘、よくわかります。
それで、ぜひ金融デフレ対策を、通産省からも私
は声を上げてもらいたいというふうに思っている
ので、お願いしたいと思います。

もう一つ、二ページ目ですけれども、日本経済
の問題でちよつと指摘だけしておきたいんです
が、日本の経営者がしっかりした経営をしてきた
かという点、私、ちよつと問題があるなとこれ
を見て思ったんですね。つまり、九二年から、日本
の場合、非常に労働分配率が上がっちゃった。ま
あ、組合の機嫌をとった経営者が多くなったとい
うことでしょうか。

それまでは恐らく、メーンバンク制があつて、
銀行が変なことはやらせなかった。ところが、資
本自由化、金融自由化ということで企業が自分で
資金調達できるようになると、メーンバンクのそ
ういふ抑制が外れて、少し経営がゆるふんになっ
てきた、これが出てくるんじゃないかなと思つて
おります。これと全く逆なのがアメリカとかイギ
リスでありまして、労働分配率はむしろ九二年水

準から下げている。やはりこのところは、日本
の経営者はしっかりと考えなきゃいかぬな、こうい
うふうに思っております。

では、電気業界とガス業界はどうかと見たん
です。下の方にありますが、これは九二年レベル
にしていますから、それ自体が妥当かどうかとい
うのがあるんですけども、これで見ると、上の
方、ちよつとパーセントの大きさが違うのでわか
りませんが、電力会社によつては必ずしもちゃん
とした経営をしているように見えないところもあ
る、しかしよくやっているとあるところもある。ガス業
界は、全体としては労働分配率を九二年レベルか
らマイナスにしていますから、しっかりと頑張つて
いるのかなという感じがしております。

この辺もやはり経営者の方がしっかりと考えない
と、結局、労働分配率だけ上げておいて、株上が
れなんていつたつておこがましい話なんです。株
主を無視したような経営をやるわけですから、
そこはどどこかでバランスがあるんで、一方だけど
んどん上がればいいというもんじゃないというふ
うに思っています。これはもう指摘だけしておき
たいと思います。

それで、本題に移りたいと思いますが、私は、
この電力あるいはガスの問題を考えるときに、非
常に原体験がありまして、まだ役人時代に、一九
七九年、第一回東京サミットがあつたときに事務
方で行つておりました。あのときに、日本の石油
の輸入量を一気に数値目標を出して減らされる
ということが起こつたんです。六百三十万バレル
から六百九十万バレルに。当時大平内閣、田中六
助官房長官で、もう内閣がつぶれるかもしれない
というような決断を迫られたんですね。

そのときに大いに議論になったのが、これはい
かぬ、石油に頼るわけにはいかぬということ、
代替エネルギーの議論が随分行われた。当然、原
子力発電もどんどんやらなきやいかぬ、あるいは
自然エネルギー、太陽光発電、あるいは間伐材を
通じたようなものとか、風力発電とか、そういう
石油に頼らないようなエネルギー源というものを

求めていかなきゃいかぬという議論が相当なされ
て、そして、金が少ししかつてもそういう方向を
目指すんだという取り組みがなされたんですね。

私は、これは当然の話だと思つて、やはり流
れは変わったと思つていたんですが、その後私も
外国に行つたりして、そしていざ政治の場に出る
ようになりまして感じたことは、そのときの熱気
はどうしたんだと。何か、あれから石油の値段が
ぐつと下がつちやつたものですか、また、のど
元過ぎれば熱さを忘れるで、そういう危機感がな
い。

原子力発電なんて、あれだけやらなきゃいかぬ
と言つていた、フランスを見習つてというような
議論をしていたのに、当時、原子力発電に反対な
人というのはそのときの雰囲気ではありませんで
したよ、にもかかわらず、今は全く反対ばかりの
声が強いの。あるいは風力発電とか太陽光発電とか、
細々とやつていけるけれども、政府の政策として体
系的にこれをちゃんと育てていくんだというよう
な姿がどうも見えない。

あるいは、私の地元は石炭の旧産炭地として、
今、石炭六法が期限切れを迎えてどうなるかとい
う議論を一生懸命やつているところなんです。そ
のときに、じゃ、かつて石炭エネルギーで栄えた
ところだから新しい環境エネルギーで産業を再生
したらどうかという議論を起こして、まあ太陽光
も風力も考えられるし、私はもう一つ、ごみ発電
もいいじゃないかというように思つて、実際アメ
リカに見に行つて、アメリカでは大量のごみを集
めて、これを高熱で燃やして、そしてちゃんとペ
イしている。まさにそういうものを持つてきて、
石油に頼らない代替エネルギーというのをちゃん
と政策的にやつていくべきだと思つていられるん
です。

そのときに、いろいろ調べてみると、例えばご
み発電でも、アメリカでは、電力会社はちゃんと
それを買わなきゃいかぬという法律ができて、そ
れからごみ発電というのが大いに伸びたんです
ね。ヨーロッパでは、例えば太陽光発電、風力発

電、そういう自然エネルギー発電は、そういう電
力は電力会社が買わなきゃいかぬという法律が
あつて、やはりそういうものが安定的に育つよう
な環境にある。

私は、原子力の推進ももちろん必要だと思いま
す。しかしこれも、では最終処分場問題どうする
かという話も出てくるでしょうから、一定の限界
もあり得る。そうである、やはり一度、代
替エネルギー、新エネルギー、自然エネルギーと
いうものを政策的にこれから育てていかなきゃ
いかぬ。必要があればコストの負担を国民に求め
るというのは、これは政治家がやらなきゃいかぬ
し、国民はある程度の負担は覚悟すると思ひます。
私はぜひそういう方向で物事を考えてもらいたい
なと思つていられるんですけども、大臣の御所感を
お伺いしたいと思います。

○与謝野閣務大臣 確かに先生御指摘のように、
第一次石油ショック、第二次石油ショック、まあ
そういうものを経験した日本人は、脱石油という
スローガンのもとに、あのころは、石油以外のエ
ネルギー、あるいは化石燃料以外のところで自分
たちの必要とするエネルギーを賄わなければなら
ないということを真剣に考え、原子力に行こう、
新エネルギーに行こう、省エネをもつとやろうと、
まああの熱気は今はないというのは御指摘のと
おりでございます。

しかしながら、あの以降何が起きたかと申しま
すと、石油の価格が大変高くなったために、各国
の石油を探索するという探鉱意欲というものが非
常に高まつて、その結果、世界の石油の供給力とい
うのは、あの当時に比べましてはるかに大きく
なつたわけでございます。

あの当時は、OPECという組織が、まあ巨大
な発言力を持つておりまして、OPECの動向に、
私も消費国としては一喜一憂していた時代もあ
ります。しかし、物事は静かに進んでおりまして、
日本が持つております原子力発電所は今や五十二
基が三基になつておりますし、実際の発電量でも
ある会社をとれば、まあ五一%と半分以上原子力

で発電をしているということでございます。

今回、長期エネルギー計画というもののなかで、さらに原子力をふやそうという意欲的な計画も我々持っております。ただ、これも大変難しいのは、やはり立地点における地元の方々の理解をいただきながら、秩序立ててこの原子力発電所の建設をやっていくかなければならないという、大変時間のかかる仕事を通じてやっていくわけでございます。

ただ、新エネルギー開発について計画的に大規模にやっているのかというお話がございましたが、太陽光発電も風力も地熱も、そういう地道な研究はやっております。特に、家庭で利用いたします太陽光発電、これにつきましては相当技術が進んでおりますし、また、初期の立ち上がり段階では、そういう機器を製作する上での量産効果が出てまいりませんので、一部通産省が中心となつて、そういうものを導入される家には補助金を出すという制度もできております。

私どもとしては、従来の化石燃料による発電あるいはエネルギーの確保のほかに、原子力あるいは省エネあるいは新エネルギーというものの全体の組み合わせの中で、やはり日本人が必要とするエネルギーを確保していかなければならない。今は表に出てまいっております熱気はございませんけれども、通産省あるいは資源エネルギー庁としては、黙々とその方向に向かって進んでいるということ、ぜひ先生に御理解をいただきたいと思います。というふうに考えております。

○山本(幸)委員 今表に出ていないということですが、ぜひ表に出るように、場合によっては、そういう自然エネルギーの電力は電力会社を買ってもらいたいというような政策を方向としてぜひ考えていただきたい、そのことを要望しまして、質問を終わります。

○古賀委員長 島津尚純君。

○島津委員 民主党の島津尚純でございます。おはようございます。電気事業法及びガス事業法の改正法案につきまして、質問をさせていただきます。

いと存じます。

この二つの法律につきましては、先般の国会議の質問で総理と与謝野通産大臣に御答弁をいただきましたので、今回は、その答弁を踏まえまして、さらに詳細について質問をいたしたいと思っております。

まず、細かい質問に入ります前に、通産大臣に、我が国の総合的なエネルギー政策についてのどのようにお考えになっておられるかということをお尋ねしたいわけでありまして。

エネルギー資源を持たない我が国にとって、エネルギー政策は国の根幹をなすものであると思っております。また、二十一世紀の世界において、地球環境問題は政治の最大のテーマになってくるだろう、このようにも考えるわけでありまして。地球温暖化防止、経済成長、そしてエネルギーの確保といったこの三つの課題を同時に達成するバランスのとれた総合的な対策が不可欠である、このように思うわけでありまして、このエネルギー政策を大臣はいかなる構想を持って遂行されようとするのか、また、今回の電気・ガス事業法の改正がその総合的なエネルギー政策の上でどういう意味を持ち、位置づけをされるのか。

この二点について、まずお尋ねをさせていただきます。この二点について、まずお尋ねをさせていただきます。

○与謝野国務大臣 我が国のエネルギー政策においては、次の三つの要請を満たすことが重要であると考えております。

まず第一に、エネルギー資源の大部分を輸入に頼らざるを得ないという脆弱なエネルギー供給構造にかんがみ、エネルギーセキュリティの確保を図ること。第二に、地球温暖化問題は、エネルギー消費と密接不可分の関係にあることから、気候変動枠組条約第三回締約国会議、すなわちCOP3における合意を踏まえまして、エネルギーから立つ二酸化炭素の削減を図ること。第三には、経済構造改革等の観点から、エネルギー分野における一層のコスト低減を図ること。この三つでございます。

こうした三つの要請の同時達成を図ることを基本目標として、昨年六月に改定されました長期エネルギー需給見通しを踏まえまして、エネルギー需給両面における対策を総合的に講ずることとしております。

具体的には、需要面では最大限の省エネルギー対策を講じ、供給面では原子力、新エネルギー等の非化石エネルギーの導入等に最大限努力をするとともに、規制緩和によるエネルギー産業の供給効率化に取り組むこととしております。

特に、現在独占の認められている電気事業、ガス事業について、経済構造改革の一環として、平成十三年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指すべく、一層の競争導入を促進すると同時に、料金引き下げ時に届け出制を導入する等の料金規制の見直しを行うこととしております。

○島津委員 私があえて冒頭にこういうふうな質問をさせていただきましたのは、近年、この商工委員会において、私は実は何度もこのような問題を取り上げて質問させていただいたわけでありまして。

例えば、電力において競争力の導入を図るべきだ、そのような話になってきますと、さあ、じゃIPPを入れよう、こういうことで、例えばIPP卸入れ、もう始まっておりますね。電事審なんかのいろいろな話し合いの結果を見ますと、日本では五千万キロワットぐらいのIPPの導入が可能であろうというふうな数字で、積極的にやっています。今度COP3で京都議定書がある、二〇一〇年までに六%のCO₂の削減をやらなきゃいけないというふうになってきますと、それは大変だということ、二〇一〇年までに、とても私たちができそうもないだろうというふうな、原子力発電所を二十基建設しよう。

こういうふうになってきますと、その時々で、言うならば場当たり的な政策を打ち出していつて、本当に後ろにグラブドデザインというものがあらんたろうかということを、よくいろいろな方に尋ねられるわけでありまして、通産大臣にこ

のようなお尋ねをしたわけでありまして。以前の委員会でも、私がこういう質問をしますと、そのとおりです、ですからぜひそのような整合性のとれた政策を必ず行つてまいります、このような御答弁を幾度もいただいております。このようなものを、一向にそのような整合性のとれた政策というものを拝見することができないということでありまして。そのようなことでありますので、ぜひ大臣、具体的な問題について今どのようにお考えになられるか、お尋ねをしたいと思います。

○与謝野国務大臣 まず、経済成長とともに、ある一定のエネルギー消費が当然予想されるわけでございます。すなわち、両者の関係には一定の値の弾性値があるというのは、先生御理解をいただけたと思うわけでございます。

ただ、その弾性値を低くするための省エネということについては、我々は一貫して省エネ対策というものをやってまいりましたし、また、産業界でも、あるいは例えば家庭で使う電気製品についても、省エネという精神は非常に取り入れられております。資源的な制約をまずそういう省エネという点で乗り越えようというところは、ここ三十年ほどの一貫した思想だと私は思っております。

それからもう一つは原子力の導入でございますけれども、当初と比べまして、原子力の導入というのは、技術の問題というよりはやはり立地の問題でございます。この立地については、当該立地点の住民の皆さん、あるいは当該立地点の周辺の市町村の方々の御理解をいただながら進めるということ、これを慎重にやっておりますので、それは長期エネルギー計画に掲げた目標の、例えば原子力発電所の基盤を達成するためには、相当な努力が必要であることは言うまでもありません。それと、かてて加えまして、ここ二十年ぐらいは、やはり環境的な制約というものが出てまいりまして、先生が御指摘になったように、炭酸ガスの排出、温暖化に寄与すると申しますか、温暖化の方向で出てしまいうるようなガス等の規制に関して、世界的にこれを抑えようということになって

おります。

我々が直面しておりますのは、一つは、日本人の、国民の生活がよくなるに従って、エネルギーの需要が今後も少くはなっていく、そういう経済成長との関係でエネルギーの問題。あるいは、日本に資源がないということで、資源的な制約の中で、どのエネルギーとどのエネルギーを組み合わせることが最適な組み合わせかという問題。それと同時に、環境上の制約というものが出てまいりましたから、そういうものも考慮することを考えながらやっております。決してその都度その都度通産省の政策が変わってきているわけではありません。

大変残念なことに、日本は資源のない、特にエネルギー資源のない国でございます。そういう中で、日本人が生活に必要な、あるいは日本人の経済活動に必要なエネルギーをどうやって今後確保していくかということは、日本経済を支える最も大きな課題の一つだろう。私はそのように思っております。エネルギー政策に取り組んでいるわけでございます。

○島津委員 いろいろな問題があるわけですが、整合性のとれた政策というものを実行していただきたいということをお願い申し上げて、次に進ませていただきたいと思います。

このたびの電気事業法の改正は、平成九年五月に経済構造の改革と創造のための行動計画が閣議決定され、その中で、電気事業については、平成十三年度までに国際的に遜色のないコスト水準を目指すという方針が決定をされ、その後、そのための電力供給システムの見直しということとで電事審に諮問をされ、約一年半の審議の結果を経て今回の改正となったものというふうに考えるわけであります。

自由化されて新規参入者がふえる、そのために競争が非常に促進されるということは歓迎をされるべきことであるというふうに思います。しかし、その自由化の流れの中で危惧されることは、我が国の高い供給信頼度が損なわれるのではないかと

いうことであります。

私は、平成九年の六月、この商工委員会において、電事審に諮問をされるちよつと前のことでありますが、このような同じ問題を質問申し上げたことがあるわけであります。そのとき、政府委員の方は、供給信頼度を損なうことなくして、オーパスベックや過剰な保安規制の見直しなどによつてコストの削減を図っていく方途を追求すべきであると、私は立派な回答だと思いましたが、そのようなお答えをなさいました。

その後にお尋ねをした当時の佐藤通産大臣は、このようにお答えになったわけであります。確かに日本は安定供給をしてもらえるけれども、海外に比べて料金が高い、これではいいのか。停電が少なくない、だから料金が低い、どちらがいいか率直に国民にでしうね、問いかけるべきだといった答弁をなさいました。事務当局と大臣との間の考え方の違いに実は私は驚いたことがあるわけであります。

そこで大臣にお尋ねを申し上げたいわけでありますが、今申し上げた問題について大臣はいかようにお考えになられるか、お尋ねを申し上げます。○与謝野国務大臣 電気というものにも実は質というものがございまして、これは、一つは停電しないということと、もう一つは電圧が安定している、周波数が安定しているということと、必要要素でございます。

そういうことと必要要素から、独立して卸売をやる電気事業者が出てきていたとしても、これは大歓迎でございますし、今回は小売ということも、これも大歓迎でございますが、やはり供給を受ける側としては電気の質の問題もまた大事な要素であると思っております。

日本の電力の歴史というのは、実は最初は乱戦でございまして、東京では多分二社くらいが、裏のうちは何々電灯から、隣のうちは何々電灯からといって、別の会社がその電力を供給していた時代もございまして。その後、乱売合戦とかそういうことは決して好ましいことではないということ

で、地域独占という考え方ができてまいりました。地域独占の中の考え方は、独占はさせるけれども、料金はコストプラス適正報酬という形で電気料金を設定するというのが基本的な考え方であつたと私は思っております。

したがって、今回も、独立業者が卸売あるいは小売へと参入してまいりますけれども、やはり供給者としての責任、あるいは卸売、小売としての責任というのは当然供給者側にあるわけでございます。そういうものを自覚的に考えながら卸売、小売というものをやっていただかないといけません。既に過去に投資された送電線の建設の償却費等に応分の負担をするということは当然のことだろうと私は思っております。

しかしながら、独立したそういう業を始めようとする方は、立地地点を有利なものを持つているとか、国民経済的には効率性を享受できるようなさまざまな条件を持つておりますから、そういう面でも、独立した卸売、小売というものを今後大いに歓迎する気持ちでやつてまいりたい、私はそのように思っております。

ただ、電力のコストというのは比較的厳密なものでございまして、大きく言えば、一つは固定費、一つは燃料費、一つは人件費という構成要素で成立しておりますから、過去行われた固定費でございます。もう既に付行われてしまった投資でございますから、その部分を下げるといことは極めて困難な問題を含んでいるということだけは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○島津委員 ただいまいろいろお話をいただいたわけですが、私の質問の核心といえますのは、そうではありませんで、大臣は冒頭に、停電しないことは当たり前のことだといふふうにおっしゃったのです。実は世界から見ると、これは当たり前ではない話だと思ふのです。日本が特異な例だ。

欧米は一年間に約八十分の停電時間。日本は七

分です。例えばアメリカでは、カリフォルニアにおいて六時間の停電があつた。ニュージーランドにおいては、私はこの前本会議で申し上げましたけれども、二カ月の間の停電があつたとか、輪番停電制をやるとか、そういうふうなことが何か当たり前みたいになつてしまつてゐる。我が国はそういう世界を目指すのか、それともそういう国が日本のような国を目指すのか、どつちなのだという質問を実は申し上げておるわけであります。

○与謝野国務大臣 電力の供給は、先般のニュージーランドの例を見ましても、長い間電気がとまるといふのは大変なことでございます。やはり日本は質の高い電気を国民も期待しておると思ふますので、停電のない、そういう電力供給が行われるということは国民の期待でありますし、また供給者側の責任でもあると思つております。

ただ、それを行うためには、発電所の建設、あるいは送電系統の整備、保守点検、もろもろコストがかかることは当然のことでございます。○島津委員 日本が誇ります安定供給ということについてひとつ配慮をしながら、やはり自由化促進ということに取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

次に行かせていただきたいと思うわけですが、プールの導入、創設、この問題についてお尋ねをいたしたいと思います。本会議の質問に対して総理は、三年後の見直し検討のときに、このプールの市場の創設についても検討をするという旨の答弁をされたわけであります。

これについてですが、一年半かかって話し合つてきた電気事業審議会の中では、中間的な取りまとめ、整理の中において、全面自由化あるいはプールの導入は現状では不適切で、時期尚早である、このようにまとめられております。これは、プールの制である全面自由化が公益的課題と両立するような著しい情勢の変化、例えば国内において大規模なエネルギー資源の発見などがあつたとか、そういう情勢の変化がない限りこれを採用すべき

ではないということを確認したものだというふう
に広く理解をされているわけであります。

また、九〇年に英国でいち早くプール制を導入
されているわけですが、英国の例を見ま
しても、今日、電気料金が思ったより下がらない
というふうな理由から今見直しが進んで
おりまして、聞くところによりますと、遠からず
現在のプール制は廃止をされるというふうにも聞
いておるわけであります。

このような現状を踏まえたとき、総理が答弁さ
れたプール市場の創設が、我が国において本当に
将来有望なシステムになり得るのか否か、甚だ疑
問に思っておるわけでありますが、このプール制
の導入について、現時点で政府はどのような評価
をなさっているのかをお尋ねしたいと思います。

○稲川政府委員 お答え申し上げます。

昨年五月の電気事業審議会の中間取りまとめの
内容は先生御指摘のとおりでございます。現状
では不適切で時期尚早、将来の検討課題という位
置づけでございます。

この中間取りまとめにおきまして、理由として
おるものが三点ございます。一つは、市場参加者
が極めて膨大になるため、必ずしも安定的な供給
を行ない得ない主体が参入する可能性や、供給信頼
度維持のためのシステム、ルールの設定について
時間を要するというのが第一点でございます。ま
た第二点は、発電・送配電設備運用システムの大
幅な変更が必要になるといふ点でございます。そ
れから第三点は、エネルギーセキュリティ、環
境対策のために望ましい電源構成について、より
強制的な特定電源対策など、さらに強固な対応が
必要となるという点が指摘をされてございます。

したがって、今般の制度改革においては部
分自由化を提案させていただいております。い
わゆるプール市場の創設につきましては、三年後
の検証の段階で、先生御指摘がございましたが、
海外の自由化の動向あるいはこのプロセスの中
での公益的課題への影響、そういったものを見きわ

めた上で客観的に検討することとしております。
現段階では、先ほど申し上げました審議会の中
間取りまとめと同じような見解を政府としては
持っております。

○島津委員 私、このプール制の導入についての
質問をさせていただきましたのは、さきの本会議
での質問におきまして、総理と通産大臣の御答弁
の中に若干微妙な違いがあったから申し上げたわ
けであります。

総理は、まず、三年後の見直しのときに検討課
題とするということ率直におっしゃった。通産
大臣の方は、検討はするけれども、いわゆる遠い
将来の課題であるというふうなニュアンスの御答
えをなさった。私は、電事審のこの中間的な取り
まとめからいいますと、通産大臣の御答え、御答
弁の方がそのとおりだろうというふうにお聞き
いたしましたので、きょう聞かせていただいたわけ
であります。稲川長官からそのような旨の御答え
をいただきましたので、結構だ、このように思う
次第であります。

次に、海外の国際機関の対日審査のいろいろな
報告等々についてお尋ねをいたしたいと思うので
す。

今回の一連の電気事業法改正は、九六年のOE
CDの規制改革に関する報告書が発端になってい
るということは間違いないというふうに思うので
す。ことしの四月にOECDは、日本の規制改革
に関する報告書というものを出版しています。また
三月にはIEAが、日本のエネルギー政策に関す
る報告書を公表しております。この対日報告書を
読みますと、相変わらず、発電、送電、配電をば
らばらにすべきだとか、あるいは一般家庭まで自
由化をすべきだというふうな内容になっているの
であります。

少なくとも、先ほどから申し上げているような
一年半の電事審の議論を見ますと、電力会社をば
らばらにするとか、あるいは一般家庭まで自由化
を進めていくというふうな話はどこにも出てこな
いわけでありまして、こういった対日審査の報告

書が出てくるのは、政府あるいは通産省というの
はそのような国際機関に対して、我が国のエネル
ギーの政策の進むべき方向やあるいは我が国の事
情といったものについて、十分に説明をされて、
きちんと主張をされているのか疑問に思わなけれ
ばならないというふうに思います。

ですから、これらの国際機関に対して、我が国
の状況を理解してもらうために今日までのよう
な努力をなさってきたのか、ぜひ聞かせていた
だきたいと思ひます。

○稲川政府委員 御指摘のございましたIEA、
OECD対日審査報告の勧告部分でございますが、
この勧告部分におきましては、今回の電事法
改正による小売の部分自由化の導入につきまし
て、自由化部門及び非自由化部門の両需要家に利
益をもたらすものとして一定の評価をいたしてご
ざいます。その上で、規制部門と非規制部門の会
計の分離、あるいは非差別的なネットワークへの
アクセス条件等の確保を勧告しているのが第一ス
テップでございます。

それから、御指摘のございました完全自由化、
発送電分離につきましては、今回の御審議を賜っ
ております部分自由化の後、一定期間を経た後に、
この部分自由化の成果を見ながら、かつ、他の政
策目的との整合性を図りながら、選択肢、オプショ
ンの一つとして検討すべき、かような指摘にとど
まっているわけでございます。決してこれを直
ちに行うべきものとして内容ではございませ
ん。

昨年、IEA、OECD共同で対日審査がござ
いました。資源エネルギー庁のみならず関係省庁
がこれに対応したわけでございますが、その
後、最終的な報告書の完成に至るまで、パリの事
務局それから我々、それぞれOECD、IEA事
務局側との意見交換を繰り返してございます。

こうした結果の内容を見ますと、我が国の立場、
考え方につきましてはそれなりに適正に反映をされ
た、少なくとも我々の今回の部分自由化の試みに
ついては評価をするというところからスタートを

しているということを御報告申し上げたいと思
います。

○島津委員 稲川長官、御承知のように、我が国
と欧米のエネルギーに関する国情というのは全
く相違をしておるわけでありまして、日本は本
当に、ウランも海外から入れているわけですが、そ
れも除きますと、エネルギーの自給率というのは
わずか六%というふうな状況であります。ある
いは負荷率が日本は低いとか、そういうふうな特
別な事情があるわけでありまして、私はやはり、日
本型のエネルギー政策、日本型の電力供給シス
テムということは当然あつてしかるべきだろう、こ
のように思うわけでありまして、何も、多数がそ
ういうことを言っていると、グローバルスタンダー
ドに日本の根幹にかかわるような政策を合わせる
必要は全くない、堂々と主張すべきである、私は
このように思うわけでありまして、

次に進ませていただくわけでありまして、この
ような自由化が進んでまいりますと、新規参入事
業者というものが参入をしてこられるわけであ
りますが、その新規参入者に対するリスクへの対応
ということについて御質問をいたしたいと思うわ
けであります。

自由化によつて新しい参入者が市場に入つてこ
られるということは歓迎をすべきことであるわけ
であります。懸念されることは、新規参入者の
大部分が、残渣油や石炭などを燃料としたいわゆ
る化石燃料を中心として発電をすることによつて
参入するということを検討されておるわけ
であります。

今後、アジアの経済が再び成長軌道に戻つたと
きに、エネルギー需要は大幅増大を遂げて、需
給関係というものはタイトになるだろうというよ
うなことが専門機関で指摘をされておるわけであ
りますが、このようないかなかの要因によつて化石
燃料の価格が高騰をした場合に、新規参入者が本
当に責任を持って供給を続けることができるの
かどうかということをお尋ねをいたしたいと思ひま
す。

現実、ことしの二月に、東京電力のIPP入札の落札をしていたゼネラル石油が、環境対策コストの負担増によって突然プロジェクトを中止するということを発表したものであります。五十四万キロワットの供給に穴があいたわけであり、このようなことがスタートしたもう今から始まってきておるわけであり、例えばこれからIPPだけではなくて新規参入者が多量に市場に参入したときに、このようなことが繰り返して起こらないという保証はないわけであり、このようにことになれば、恐らく大規模な国民経済への損失とか影響を与えることになるというふうに考えるわけであり、

これらの緊急事態に対するリスクマネジメントについて、どのようにお考えになっていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○福川政府委員 今回の制度改革は、電気事業の効率化のために、経営自主性の最大限の確保を図る、他方で行政介入の最小化を図るという二点でございますが、大口需要家の選択の機会を片方であつて、新規参入者の創意工夫が發揮できるという制度の構築でございます。

御指摘のございましたゼネラル石油のIPP退出の例がございましたが、これは環境コストについていささかの配慮を怠ったという極めて異例な例であつたというふうな考え方をしておりますが、今回の制度改革の理念によりまして新規参入者の電力供給の確実性をどう見るかという点につきましては、一義的にはこれを決める需要家自身が自己責任で判断をして供給者を選択する、かような仕組みであるというふうに理解をいたしてございます。

他方でももちろん、こうしたリスクのある場合の需要家保護という観点も必要であつたかと思ひますが、電気が必要財でありますことから、いづれの供給者とも交渉が成立しない需要家については、この改正法におきまして、区域の電力会社による最終保障制度を設けることを御提案させていただいてございまして、この制度の

もとでは、区域の電力会社に最終保障義務がかかることも、行政による料金チェックを行い、必要最小限の需要家保護を図る、かような仕組みでございます。

ただ、いづれにしても、御指摘のございました新規参入者の電力供給の確実性をどう見るかという点につきましては、一義的に需要家の自己責任による判断に基づくという考え方でござい

ます。○島津委員 ただいまの御答弁の中で、ゼネラル石油等々は本場にまれな、特異なケースだろうというふうなお話がありました。しかし、自由化が進んでおる欧米の状況をつぶさに見てみますと、私は、決して少数のことではないというふうに思

います。といひますのは、欧米の新規参入者は、日本もそうだろうと思ひますが、言うならば社会的な、公的課題を果たすとかそういうふうなことはわづかなことであつて、ほとんどの参入者が、これはうまい事業だから利益を目的に入つてくる。ほとんどの人たちが、言うならば長期的な投資をやるという観点は全くなくて、短期的な利益そのものによつて参入をしていくということがほとんどの例だということに思ひます。

ですから私は、決してこれはまれな例ではないといふことを指摘させていただきたいのが一つと、先ほど申された最終保障をしておりますといふことでありますが、これに對してもちよつと疑問を申し上げたいと思ひます。

今回開放された、自由化された大口需要家に対しては、電事法の第十八条一項における、今まで電力会社が供給義務を法的に義務づけられておつたわけであり、今回の改正において大口需要家に対しての供給義務は外されたのです。供給義務はもうなくなつたわけですから、そうすると、最終保障において何かあつた場合にはカバーするといふことですが、最終保障と第十八条一項の供給義務とは全く性格が違うと思ひます。最終保障の場合は、例えば最終保障するために、

その保障をするための予備の設備を法文上設けなさいといふような条文は全くないといふことだし、また、そういうふうな規定をしたならば今回コスト削減しようという意味が全くなくなるわけであり、これは最終保障でございせんといふことも言えるような規定になつてゐるのではないかと、いふふうに思ひますが、長官、その辺はどうでしょうか。

○福川政府委員 小口需要家に対する一般の供給義務と、大口需要家に対する最終保障義務との違いの認識でございますが、小口需要家は、制度上、電力会社以外の供給者を選択できませんために、需要家保護の必要性が強いという要素が当然ございます。他方で、大口需要家については、原則自己責任によつて供給者を選択することが可能であり、電気が、電気という財の特性から、仮にだれからも供給を受けられない場合に、必要最低限の需要家保護を図るという意味での最終保障義務というものと、二つの性格の差がございます。

こうした必要最低限の需要家保護としての制度の趣旨にかながみまして、電力会社に小口需要家と同じレベルの厳格な供給義務を課した場合に、御指摘のとおり、電力会社は過大な予備力を抱えざるを得ず、供給の効率性が低下をする。また、ひいてはその負担が小口需要家に悪影響を及ぼすこともあり得るというところでございまして、大口需要家に対する予備率に比べて当然低いものになるという前提でございます。

そうした点を踏まえて、最終保障約款というものの扱いを考えていきたいと思ひます。○島津委員 わかりました。制度が始まればいろいろな問題がこれから起こると思ひますが、先ほど大臣も御答弁いただきましたように、安定供給といふような、供給に支障のないような体制をぜひおつくりいただきたいといふことをお願い申し上げます。では次に、時間が迫つてまいりましたので、ガ

ス事業法に質問を移らせていただきたいと思います。

ガス事業法の場合は、電力に對しまして、三年前から実は自由化がスタートしておるわけでありまして、三年前、ガス事業法の改正によつて二百万立方以上の大口需要家の自由化がなされ、今回、その三年後の見直しということになつたわけであり

ます。この三年間の自由化の状況を見たときに、二百万立方の大口需要家に対する販売量というものは全体の三七％ということ、大変大きな市場といふものを開放したことになる、思い切つた改革であつたかといひますと、平成九年度の実績で、大口供給販売量が年間六十五億立方であり、それに對して新規参入の実績は一億八千万立方といふことで、二・九％というふうな数字になつておるわけであり

ます。お尋ねしたいのは、この新規参入の実績ということについてはそれぞれ評価が分かれるといふふうに思ひますが、政府としてはこの数字をいかように評価をなさつていらっしゃるかと

いふのがまず一点であります。もう一点は、今回、三年後の見直しということ、二百万立方を百万立方までさらに拡大するといふことで、これも大変結構なことだろうといふふうに思ひますが、これだけでは成果が期待されるわけでもないわけでありまして、まず私は、今までもおつた問題に果敢に取り組んでいくといふことがやはり大事だろうといふふうに思ひます。それは、一つは全国的な導管網の整備、そして二つは未整備であつた送配線の整備、そして三番目に事業者間のガスの統一といふようなことがなされなければ、なかなか一定の成果といふものは上げることができないのではないか、このように思ひますので、この点についてどう対処されようとしてお

られるのか。

この二点について、お尋ねをさせていただきます。

○福川政府委員 大口ガス事業に新規参入をいたしますには、天然ガスの調達に前提になることは当然のことでございますが、多くの場合、導管の敷設が必要になる等、その他各般の条件が必要であることは事実でございます。

こうした中で、現在、一般ガス事業者以外の者による大口供給は、一般ガス事業者の供給区域内にかかわるもので五件、供給区域外にかかわるもので三件、合わせて八件が実現をいたしてございます。大手三社の新規大口需要家獲得数が合わせて四十三件という数字と比べ比較いたしますと、一定の実績を上げつつあるもの、かように認識をいたしてございます。

また、今後の普及につきまして御指摘がございましたが、導管あるいはガス種の問題についての努力は今後も続けたいと思っておりますが、さらに今回の改正法案におきましては、大手一般ガス事業者に関して、託送にかかわる約款の届け出、公表等の措置を講ずることといたしてございまして、新規参入者が、独自の導管を敷設せずに、大手一般ガス事業者の導管を活用して大口ガス事業に参入することが容易になるということで、さらなる活性化が図られることを期待しているところでございます。

○島津委員 ありがとうございます。三年の間に一定の実績を上げたというような評価だということですが、今私が申し上げたような三点、四点についての対策についてぜひ積極的に取り組んでいただいて、これから始まる三年の間に大きな成果を上げていただくことをお願い申し上げます。

次に、公益的な課題の確保ということについてお尋ねを申し上げたいと思うわけであります。

先日の本会議において、総理及び大臣から、今回のガス事業法改正は公益的課題の確保を前提に一層の効率化の要請にこたえるものであるという

旨の答弁をいただいたわけであります。しかし、ガス事業に関する公益的な課題である安全性や安定供給の確保ということと達成するための具体的な方法というものが、電気事業に比べると明確ではないというふうに思われるわけであります。

つまり、電気事業法においては、今回の改正におきましても、バックアップ体制であるとか給電指令であるとかそういった具体的な方法によって公益的な課題というものを確保しているということと、より具体的に打ち出しているわけでありまして、どこを探しても今回のガス事業法の改正においてはこのようなものが見当たらないということでありまして、これでいいのだろうかというふうに私は思うわけであります。その辺をお尋ねしたいと思います。

○福川政府委員 ガス事業におきます公益的課題は安定供給と保安の確保であるという御指摘はそのとおりでございます。今回のガス事業法改正に当たっても当然の前提としていただいております。

具体的な手段につきましては、安定供給の確保につきましては、中小都市ガス事業者が天然ガス等の導入をする際の財政上、税制上の支援策を従来から講じてございまして、この措置をもつてさらに熱量変換が進むことを期待しているところでございます。

また、保安につきましては、最近この保安のレベルが非常に向上してございまして、事故件数、死亡者数等々を見ましても、この二年間で大幅な減少をいたしてございまして、こうした状況にかんがみまして、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案としてこの国会に御提案を申し上げてございまして、事業者の自己責任による安全確保を原則とする保安制度で全体的な見直しを行うこととしてございまして。これは現在の安全水準を考慮したものでございまして、自己責任に基づいた保安体制によってさらにこの水準が向上されるものというふうに考えてございます。

こうした内容で、公益的課題達成のための仕組みを前提としながら、効率化との両立を図り得るものと考えてございます。

○島津委員 次に、天然ガスの導入促進といった局面的質問を申し上げたいと思うのですが、天然ガスというのは化石燃料の中で大変環境に優しいエネルギーであるということで、脚光を浴びておるわけであります。

例えば、電力、発電の分野におきましても、天然ガスというのは恐らく二三％か四％ぐらいの比率を持った燃料なわけでありまして、この天然ガスにつきましても、やはり大幅な導入促進というものが、各方面で、環境を大事にするというふうな面からも期待をされておるわけであります。

二〇一〇年に向かつての長期エネルギー需給見通しが改定をされたわけですが、その伸び率を見ますと、こんなものかなというふうな印象を与えていただいております。例えば原子力にいたしますと、現在、発電に占める原子力の比率というものは三四％で、二〇一〇年までにこれを四二％まで持っていくということなんです。恐らく天然ガスにおいては数％しか比率の伸びがないというふうな状況だと思っております。

これで本当にいいのかな、期待されるエネルギーでありまして、もつと積極的に導入を図るべきではないかというふうに思うわけであります。政府は、我が国の総合的なエネルギー政策上、天然ガスをどのように位置づけて、そして積極的に導入を図っていくかとされているのか、その辺のことを聞かせていただきたいと思います。

○福川政府委員 天然ガスが持つ特性につきましては、先生御指摘の、炭酸ガス排出原単位が化石燃料の中では小さいという趣旨の環境に優しい側面がございまして、さらに、セキュリティの観点からは、我が国への供給源が比較的安定した地域、政治的にも安定した地域であるというふうな供給の安定性の側面がございまして。こういう観点から、天然ガスの自主開発をさらに推進しながら、安定供給確保に向けた取り組みを行っていくとい

うのが昨年の長期需給見通しをベースとした物の考え方でございます。

この長期需給見通しにおきます天然ガスの一次エネルギーにおきますシェア、一次エネルギーの中のシェアでございますが、一％から一三％に、二〇一〇年に向けて伸びる前提でございます。この一次エネルギーの前提の数字で見ますと、例えば原子力は二％から一七％という数字でございまして、決して一％から一三％の伸びというものが小さい数字ではなく、むしろ、LNGの形で日本に持ってまいりましたときの立地制約でありまして、それから都市ガスで使う場合の各地で行われるべき熱量変換などの努力等を考えますと、かなり大きな数字と我々は理解をいたしてございます。

今後、この天然ガスの供給基盤の整備が課題でございますが、先ほど御紹介を申し上げましたガス事業者の高カロリー化の支援等、従来から予算措置や税制上の支援を行っていただいております。ございまして、こうした政策手段を活用して天然ガスのさらなる導入の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

○島津委員 天然ガス導入に一生懸命頑張っているというふうなお話なんです。それに、天然ガスについてさらに質問をさせていただきます。天然ガスは海外から買付けする場合、まず液化をして、そして船で運んで、さらに日本に持ってきて気化をして供給する、こういうふうなややこしい手順を踏むということがガス料金の内外価格差の最大の原因であるというふうに思います。こうした問題を解決するために、中長期的な視野で、海外から輸入パイプラインを引いて持ってくるということも大きな選択肢の一つだろうというふうに思うわけであります。

現在シベリアであるとかサハリンであるとか、いろいろなプロジェクトがあるわけであります。が、そのようなプロジェクトの中で、エネルギーの安全保障の観点であるとか、経済性の問題であ

るとか、安定供給性であるとか、そういうようないろいろな分野のチェックをして、実現の可能性のあるようなプロジェクトというものがあつては、積極的に思ひますし、私は、ぜひあつてほしい、積極的に関わり組んでほしいと思つてはいます。その辺を聞かせてもらいたいと思ひます。

○稲川政府委員 天然ガスを利用するに際して、現在我が国はLNGの形を多く採用してございまして、これは輸送距離との関係でございまして、天然ガスの現在の供給地から、東南アジアあるいは中東まで考えますと、非常に遠距離の場合で、パイプラインにはむしろなじまないという前提でございまして。

しかし他方で、近距離の場合には当然パイプラインという手法が有効でありますし、また、各種の供給手段、あるいはエネルギーの受け手としてのいろいろな手段という観点から、各種の手法を持つことが適当であらうか、かように考えてございまして。

今、可能なプロジェクトというお話でございまして、一つはサハリンにプロジェクトがございまして、また、構想の段階では東シベリアのところに、ロシア、中国あるいは韓国等々を含めてフイージビリティースタディーを進めているプロジェクトがございまして。さらに、遠くはカスピ海の沿岸のプロジェクトがございまして。

我が国として、日本国内にまでパイプラインを持ち込んでどうかという案は、サハリンのものが一つであらうかと思ひまして、現在、コマシヤルベースで、それぞれ関係者がそのフイージビリティーを検討しているところでございまして。

○島津委員 長官からサハリンやシベリアというお話があつたわけですが、私は、このロシア・シベリアというのは、世界に残された最後の資源の宝庫であると思ひます。そして、ロシア経済と日本の経済を見ますと、相互補完関係にあるのがロシアと日本の経済関係だ。ロシアには資源はあるが技術も資金もない、日本は資源はないが技術と資金はあるということで、協力関係が

結べる経済関係にあるというふうに思ひます。そしてまた、日本は資源の乏しい国でありますから、いろいろな国から資源の供給ルートをつくつておきたいことは日本の安全保障上大変重要なことだろう、このように思ひます。

そういうことで、ぜひ、サハリン・パイプラインあるいはシベリアといった問題を積極的に取り組んでいただきたい。特に与謝野通産大臣には、その方面にも大変お強いと聞いておりますので、そういうふうな取り組みをしてもらいたいと思ひますが、最後に大臣、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 現在、日本に対して天然ガスを供給したいという国はたくさんございまして。サハリン以外は遠隔地でございまして、これは液化して日本に運ばざるを得ないという問題がございまして。恐らく、サハリンと日本の間は比較的距離が短いわけですから、仮に、経済性が高い、あるいはフイージビリティースタディーをやつて可能であれば、そういう構想も私は注目に値すると思つておりますが、まだまだフイージビリティースタディーも初期の初期の段階でございまして、それが実現する方向に動くか動かないかというのは、にわかには御返事はできませんけれども、ある種の可能性を示しているプロジェクトであると私は思つております。

○島津委員 長時間ありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○古賀委員長 渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございまして。ただいま我が党の島津議員より質問がございまして。私も実は昨年に、島津議員、さらには商工委員会にかつておりました吉田治議員と一緒に、ニュージーランドあるいはオーストラリアというケーススタディーを、他国の例を見てまいりました。日本の今回の法改正と、もともとが民営化を進めてきたニュージーランドと、また若干事情が違つたわけでありまして、その点につきましてももちろんわかつた上で、幾つかの点につきましても、重複を避けて御質問をさせていただきたいと思ひ

ます。

まず最初に、政策実行のタイミングについてお尋ねをさせていただきます。

平成七年、電気事業法の第一次改正が行われました。入札によりましてIPP、いわゆる独立系発電事業者、卸供給者の発電部門への参入が始まつたわけですが、効率化、合理化に伴ひまして、設備投資も、ピークであった平成五年の、重電力と発電を合わせて四兆九千三百四十億円、おおよそ五兆円が、五年後の平成十年度は三兆六千七百七十億円、おおよそ三兆七千億円にと、一兆二千七百億円圧縮されました。

これだけでも電力会社の効率化が相当促進されてきたということになるわけですが、資材、機材購入コストの低減や事業運営の合理化などもさることながら、計画の繰り延べによることも大きいのではないかと、そのように考える次第でございまして。電力会社の効率化もさることながら、そこに製品を納入している製造企業のコストダウンも求められたわけでありまして、くしくもこの独立系発電事業者、IPPの参入で熾烈な競争があつたと聞いています。

そのために、電気産業の重電部門は、発注量の減少とともに収益率が悪化しました。日立、東芝、三菱、いわゆる御三家が、折からの景気低迷に加えて、これまで不況の際には重電部門があるから何とかしのいでいくということができたわけでありまして、それが期待できなくなつて、そのことがなかなかトンネルを抜ける見通しが立たない一因になつていゝことを聞き及んでおられるわけがございまして。今さらこの質問を取り上げて後戻りはできないわけでありまして、これも、この景気低迷の中、これは日本経済の足を引っ張つていゝことは間違いないだろうと思つたわけがございまして。

従前やつておられたような政府の景気浮揚策への協力要請、あるいは自由化、コスト削減が一方で叫ばれておりますので、なかなか協力要請といふことも厳しくなつていゝ。官庁の中には今いろ

いろな思いがよぎつていゝのではないかなと思つていゝところだと思ひますけれども、ある意味では、政策の実施時期、タイミングという点につきましても、まずは大臣、どのようにお考えになつていらつしやるのか。そしてまた、今回の改正において経済、景気に与える影響というものはどのような見通しをいらつしやるだろうか。

その点について、まず冒頭大臣にお尋ねをした、そのように思ひます。

○与謝野国務大臣 電力の設備投資につきましても、基本的には今後の需要見通しに依存するものでございまして、近年においては景気の低迷等を反映して圧縮ぎみに推移してゐることは事実でございまして、中長期的に見れば、電力需要の堅調な伸びが見込まれる中で、電気事業全体として需要の伸びに応じた一定の投資が見込まれるということだと思ひます。

一方、前回平成七年改正において、発電部門における競争の導入、すなわち卸入札制度が導入されましたが、過去三回の入札の結果、合計五百万キロワットを超える新規参入がございました。電力会社の効率的な電源調達が可能となつただけでなく、新たな事業機会の創出という点でも成果があつたと認識をしております。

今回の改正につきましても、経済構造改革の一環として電気事業全体の効率化を図り、我が国の産業活動や国民生活に強靱な活力を生み出すことを目標としており、高コスト構造是正とともに、新たな事業機会の創出が期待されると考えております。

具体的には、まず今回の制度改革によつて、自由化対象需要家に対する供給については自由に参入が可能であることから、電気事業に新たな参入が見込まれていゝところであります。

また、電力会社においても、今回の制度改革を契機として、需要家のニーズに対応した新たな事業機会を活用し、前向きな経営を行うことが期待されるわけがございまして。

○渡辺(周)委員 今大臣の御答弁の中に、高コス

ト構造の是正というような言葉が触れられました。今回の電気事業改革の目的に、国際的に遜色のないコスト水準を目指す。橋本政権時代から、日本の電気料金を、二〇〇一年をめぐり当時の水準から二割下げて国際水準並みにする、高コストを是正する。私も当選以来二年半、ずっとこの商工委員会に籍を置きまして、この問題も含めまして前々任の佐藤通産大臣のときにも質疑をしたことがございますけれども、そんな中で、いろいろ我々も諸外国の例等を見まして、高コストという中でよく出てくるのが、公共料金の国際比較でございます。

国際比較というものは、例えば欧米に比べて、電力料金のみならず、日常の日用品においてもあるいは食料品においてもよく比較をされるわけですが、この点につきましては、国の違いでありまして、あるいは流通経路でありますとか、あるいはそこに係る安全性それから安定供給といったような部分において、どのものも一概に比較をすることができないというのは私も重々承知の上でございますけれども、電気料金について、特に日本の場合は資源のない中、しかも大変に安定して安全であるというエネルギー供給、そして保守管理に至る電力会社の方々の日夜を問ぬ仕事ぶり、いろいろな我が国特有のエネルギー事情があるわけでございます。

そうした中で、公益サービスの料金の国際比較、この割高感というのが当然これまででも電気事業審議会等で再三指摘をされてきたわけでありまして、けれども、為替レートによる単純な比較ではなく、各国の物価水準、いわゆる購買力平価、そしてさらに申し上げましたような我が国特有のエネルギー事情、こういうものを考えますと、総合的に勘案したいわゆる指標が必要ではないのかと考える次第でありますけれども、この点についてどのような御見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○稲川政府委員 今回の電気料金の比較が、高コスト構造の是正、あるいは国際的に遜色のないコ

スト水準というような発想からまいっておりますために、電気事業審議会では、この比較の指標として、標準的な需要家が海外で電気を使用した場合にどの程度になるかという、使用形態あるいは規模を定めた標準モデルによりまして、キロワットアワー当たりの単価を為替レートで換算して比較する方法を採用いたしてございます。

また、経済企画庁による物価レポート、あるいは当省による産業の中間投入に係る内外価格調査などにおきまして、一般的には為替レートによる比較が行われるのが通例でございます。

今回の電気事業審議会では、議員御指摘の各国の購買力を勘案した指標も参考としてお示したところでございますが、冒頭申し上げました高コスト構造是正、こういった発想からこの問題を議論しておりますために、やはり基本的な指標としては為替レートによって御議論をいただくことがいいのではないかとということで、電気事業審議会でもそうした議論をしていただいたところでございます。

○渡辺周委員 もちろん、為替レートの指標というものが決まっておりますので優先するわけではないということ、今お答えの中に民間の意味を酌み取ったわけでございますが、しかしぜひとも今後、この質問はまた改めて経済企画庁長官等がいらつしやるときにぜひ質問したいと思いがすが、つけ加えてちょつと言わせていただければ、経済企画庁の発表する物価レポート、過去のものを見てみますと、円高局面で国際比較、公共料金の料金水準の高さを指摘しておりまして、見方を変えると、何か社会の割高感を、言葉はちょつと過激ですが、扇動しているようにも思えるわけでございます。

そんな中で、これからこの法改正を進めていくに当たって、今回のこの改正については、エネルギー問題については、我が国特有のいろいろな諸条件の違いといったものをぜひとも勘案しながらある意味では見解をまとめて、指標というものをいろいろな形で多角的に示していただきたい、そ

のようなことをつけ加える次第でございます。時間がございませんで、次の質問に移らせていただきます。

次のお尋ねでございますが、先ほどちょつと冒頭申し上げた、ニュージーランド、オーストラリアに我が党の同僚議員の方々とケースタディイに行つてまいりました。規制緩和により成功されたと言われる、特にニュージーランドで、昨年の二月に大停電が発生したのは御承知のとおりでございます。昨年の二月でございます。日本では冬ですが、向こうでは真夏でございます。電力会社の中長期的な設備投資の抑制、保守、メンテナンスがおろそかになったといったことがこのニュージーランドのオー克蘭ドの大停電を引き起こしたとレポートもされております。もう当然ござらんになって把握はされていらつしやると思ひますけれども。

島津議員の質問と若干グブるかもしれませんがけれども、御案内のようにオー克蘭ド市でございますので、東京でいえばこのあたりが大停電を起こした、東京の丸の内を中心にして千代田区であるとかあるいは港区あたりの心臓部が全く機能が麻痺したという中で、その点についていろいろな要因を挙げたわけでございます。

本当に、この大災害の原因というのは、先ほど申し上げたような電力会社の中長期的な設備投資の抑制である、あるいは保守、メンテナンスがおろそかになった、それからまたその後の復旧作業に大変時間がかかったということについての原因も、実は復旧作業の要員不足があったのではないかと、いろいろ指摘がされたわけでありまして、もちろん公式なレポートにはそのようなことは触れておりませんけれども、私もがお会いした電力産業に働く方々あるいは学者の方々、それから学識経験の方、消費者団体の方、いろいろな分野の方とお目にかかつて、当然会社側の方ともお目にかかることがありましたけれども、そのような幾つかの意見が出されました。ある意味では、先ほど島津議員も申されましたけれども、公益事

業が利益を優先してしまうとどういことが起きるかという一つの原因を見てきたわけでございます。

そんな中で、事業の効率化あるいはコストダウンということを考えた場合に、今申し上げたような保守点検要員でありますとか、こういった方々が人員削減のために雇用削減された。そして、それが意味では最も手取り早い企業にとつてのスリム化の手段であるという一つ例は、日本に限らず、ニュージーランドでも同じことが例示されたわけでありまして、先ほどもお話しましたが、短期的な利益を最優先に考える、そして中長期的な設備投資を抑制、こういったことが、結果的には保守、メンテナンスをおろそかにし、そして技術者、技能者が解雇されたことによつて要員が不足をした。こういうことが実は今回の問題であられた、自由化あるいは規制緩和による光でない影の部分として端的にあらわれたのではないだろうかというふうに思つているわけでありまして。

そうした中、規制緩和という問題が、今回のニュージーランドの例でいいますと、メリットを享受できたのはまさに光の部分、これは大口需要家でありまして、影の部分、先ほど申し上げたようなサービスの低下ということ以外にも、一般の生活者にとつては電気料金が実は上昇したんだといったデメリットを甘んじて受けた、こういう状況も指摘されたわけでございます。

そうした中で、今回の日本の電気事業法改正、このポイントの中には電力会社の経営の自主性を尊重するというのが挙げられていたわけでございますけれども、このような最低限必要な、先ほど申し上げましたコストの部分、これを適正に回収するためにどのように具体的な制度設計を考えたにらつしやるのか。中長期的な需要想定に基づいて設備の強化、再投資、そして保守、メンテナンスに必要な要員、そしてその技術者の育成でありますとか技能の継承といったような必要なコスト、この点についてどのように考えるのか。

そしてもう一点は、このニュージールランドの例で指摘されました電氣を利用する消費者の公平さ、公正さを担保するためにはあわせてどのような考えになっているか、その点についてのお尋ねをさせていただきます。二つの点についてのお尋ねがございましたが、冒頭の設備形成の関係では、三つの段階で、制度設計としての、あるいは制度としての担保をとってございます。

○福川政府委員 二つの点についてのお尋ねがございましたが、冒頭の設備形成の関係では、三つの段階で、制度設計としての、あるいは制度としての担保をとってございます。

また、保守、メンテナンスにつきましては、定期検査等の保安規制によりまして、事業者に必要な措置を行うことを法律上求めておりまして、これが第二段階のものでございます。

さらに第三段階のものとしては、必要な設備投資あるいは保守、メンテナンスのための費用、あるいは仮にやめた場合の復旧作業のコスト、そうしたものが適切にコストとして回収できるような電気料金あるいは託送料金の設定を行ってまいりたいというところでございます。

それから、小口需要家の公平な取り扱いにかかわる部分でございますが、今回の自由化に伴って小口需要家に悪影響が及ばないようにするために、規制料金の改定の際に全体の費用を大口部門と小口部門に適切に配分をするということが第一でございます。また、大口部門の収支の赤字を補てんすることを目的とした小口部門の料金の値上げは認めないという原則をとっております。

また、こうした悪影響の防止のための措置に加えて、効率化によって得られたノウハウ、成果を機動的に料金に反映するという別の側面での措置をとってございまして、具体的には、今回の法改正案におきまして、小口需要家の利益拡大に

資する場合には届け出による料金改定を可能とする、また小口部門の料金メニューの多様化を図るための選択約款の要件を緩和する、かような措置をとることによりまして、小口需要家への迅速かつ自主的な料金への反映ということが実現できるようにしてございます。

○渡辺(周)委員 いずれにしても、諸外国の例、一概には比較をすることはできませんけれども、ぜひともこうした例をまた参考としながら、今おっしゃられたような中でぜひとも反映をさせていただきたいと思っております。

また、今のお答えに若干関連してお尋ねをしますと、一般電気事業者の最終保障約款について、こうあります。社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、また最終保障約款により電氣の供給を受ける者の利益を著しく侵害するおそれがある場合には変更を命じることができる。そのようにされております。

どこからも電氣の供給を受けられない特定規模需要家のために結果として一般電気事業者が最終の供給責任を負っている、このように受けとめるわけでありまして、そうしますと、あらかじめ供給に必要な設備を形成する必要はないにしても、一般電気事業者には一定の予備力が当然求められてくるものである、そのように考えるわけでありまして、そうすると、そういったところに必要とされるコストについてはどのような見解をお持ちなのか、関連してその点をお尋ねしておきたいと思っております。

○福川政府委員 御指摘の最終保障義務、これに基づきます約款につきましては、必要財という電氣の財の特性にかんがみまして、自由化対象需要家のうちで、いずれの供給者とも交渉が成立しない需要家、あるいは一たん電力会社以外の供給者と契約したもののその後電力会社からの供給を望んで戻ってきた需要家、こうした需要家に対する供給途絶を防ぐということを目的とした制度でございまして、当然、その料金につきましては、不適切な場合には通産大臣としての変更命令を用意

しているというものでございます。

この最終保障約款につきましては、こうしたミニマムの保障という趣旨を踏まえまして、電力会社におきまして、十分な予備力が無い場合には供給要請に応ずることを要しない、正当な理由として拒絶していいという建前をとってございまして、これによりまして、新規参入者との競争条件、それから非自由化対象需要家に対する供給に悪影響が出ないように配慮したものと定めてでございます。

そうした意味で、ある一定の供給予備力は最終保障義務の観点から持ちますが、それは一般の供給義務を持つ小口需要家に対する予備力と比べて、この当該部分については、経営判断によりまして、僅少なものであるという意味で、コスト面での配慮がなされたものと思っております。

○渡辺(周)委員 コスト面においても配慮がなされたというようなお答えがございました。

ちょっと時間の関係で、この問題はこまま、最後の質問とさせていただきますけれども、本制度が発足した後おおよそ三年後をめぐって、自由化の範囲及び自由化に関する制度内容、いろいろな形で、今私ども質問してまいりましたいろいろなことの検証をしていく、その上で、部分自由化の範囲の拡大でありますとか全面自由化及びブルー市場の創設の是非について検討を行うこととなっております。その際、電気事業並びにその関連する企業の従事者の方々の労働条件でありますとか安全環境の変化についても十分な検討がなされなければならぬだろう、こう考えるわけでございます。

一つの例を挙げますと、電力自由化の先進国であります英国においては、六年間に五万人の雇用が削減した、労働力が三分の一になった、そしてまた多くの技能職の労働時間は週六十時間から八十時間に増加したという報告もあるわけでございます。

競争は明らかに効率化を促すことになるかと考えるわけでありまして、その反面で、所得格

差の拡大、それから一部の勝者と大多数の敗者、ある意味では勝ち組と負け組がほとんど明確になつていく。そういう意味で非常に、競争社会というものの、そこに現実にはいろいろな格差の拡大というものが生まれてくる。そこに我々としてはどのような形でセーフティーネットを張るかというような社会を考えていかなければならないわけでありまして、いざいざにしろ、競争原理が進むということはそういう危険性を同時にはらんでいるわけでございます。

今回の電力の部分自由化の導入によって競争が促進されて、先ほど御答弁の中にありましたように、多くの需要家にメリットが行き渡る、こういうことが結果として起こることを期待するわけでありまして、先ほど申し上げましたように、反面で、短期的な近視眼的な利益追求に陥り、本来の公益事業、特に電力という公益事業において安全レベル、サービスレベルというものが低下することがあつてはならない。また、起こり得るであろう無節操な設備投資の抑制、そして先ほど申し上げた保守でありますとかメンテナンスに係る人員の削減といったような労働コストの削減、こういう点について配慮をしていくことが必ずや必要になってくるだろうと思っております。

この制度の導入後おおよそ三年後に検証を行うというわけでありまして、この点について十分に検証し、そしてまた今後、将来の電気事業のあり方についてまた改めて議論がされていくと思うわけでありまして、この問題のおしまいに通産大臣のお考えをお尋ねしておきたい、そのように思います。

○与謝野国務大臣 電気は国民生活に密接にかかわる財でございますだけに、制度の実施後も制度改革の成果については入念に検証することが必要であると考えております。

具体的には、電気事業審議会の報告に沿って、新制度の開始後おおよそ三年後を目途に、新制度における自由化によつてもたらされる成果及び課題について十分に検討した上で、さらなる部分自

由化の範囲拡大や内容などについて検討することとしております。

こうした制度改革の検証を行う際には、まず第一に新規参入の状況や電力会社の経営効率化の程度など部分自由化の実績、第二には海外の自由化の状況、第三には系統安定等に関する技術の状況、第四には公益的課題への悪影響の有無などの視点に基づいて、御指摘の点も含めまして、今回の自由化の成果を十分に検証してまいりたいと考えております。

○渡辺(副)委員 電力の部分について御質問をしました。

最後の質問、ガス事業法の改正についても、通産大臣に二点お尋ねをしておきたいと思っております。

一つは、天然ガスと並ぶもう一つの主要なエネルギーでありますLPガス、御存じのように国民の半数が使用している。今回の改正によって、導管供給を主とするガス事業の競争環境整備も推進されると思われるわけでありまして、これを契機に、ボンベ供給を主とするLPガスについても、競争環境の整備、消費者利益の向上策、この点について検討する必要があると思っております。この点について通産大臣はお考えなのか、まず一点お尋ねをしたいと思います。

そしてもう一つ、第二点目としましては、当然この法改正によって経営の自主性も促進されることとなります。これは前向きな経営者にとつては非常によいチャンスであるというように考えるわけでありまして、これによって逆に責任が当然重くなるわけがございます。この法改正に当たりまして、経営の自主性や活力を引き出すという規制緩和の本来の趣旨、これをどのように担保するのか、そして今後の法運用の考え方ということにつきまして、もう時間がございませぬけれども、最後にガス事業法の改正に当たりましてこの二点につきましてお尋ねをしたいと思います。

○与謝野国務大臣 まず、第一点をお答え申し上げます。

に当たる二千五百万世帯の家庭用燃料として使用される国民生活に密着した基幹エネルギーでございます。したがって、競争環境の整備、消費者利益の保護は重要な課題と認識をしております。

かかる認識のもと、平成八年に液化石油ガス法が改正され、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制へと規制緩和が図られるとともに、消費者への情報開示の充実等により消費者利益の向上が推進されたところでございます。

今後とも、液化石油ガス法の厳正な運用により、液化石油ガス販売事業者の競争環境の整備及び消費者の利益の向上に努めてまいります所存でございます。

次に、規制緩和と本来の趣旨をどう担保するのか、法の運用に関する御質問がございました。

先生御指摘のとおり、ガス事業者の経営自主性を最大限尊重することによりまして、ガス事業者が需要家利益の増進に向けた対応を積極的に講じていくことができるための制度的環境整備を行うことが今回の法改正の重要な趣旨の一つであります。

かかる観点から、料金引き下げの場合の届け出制の導入、料金メニューの多様化のための選択約款の届け出制の導入等をガス事業法改正案に盛り込んでいくところでございます。

御指摘のように、経営の自主性が促進されることにより経営者の責任が重くなる側面があることも事実であります。通産省としては、ガス事業者が必要家ニーズにこたえるべく、今回の制度改正の趣旨を最大限に生かして前向きに対応することを期待しております。

通産省としても、こうした事業者の活力が最大限発揮できるよう、法運用に当たっても配慮してまいります所存でございます。

○渡辺(副)委員 短い時間でございましたけれども、一つだけ言わせていただければ、この規制緩和に伴います競争原理の導入、その点について、そこにある光の部分と影の部分、そしていろいろ

な、価格の問題のみならず、そこに生まれるサービスの分野でありますとか、あるいは雇用条件の問題でありますとか、そういった点にも政府としても配慮をされまして、そこに視点を当てていただいて、多くの利用者がメリットを得るような、ぜひともそういう運用につなげていただきたい。そして、我々もそのためにやってまいりたいという思いでございます。

質問を終わります。

○古賀委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時十分開議

○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。大口善徳君。

○大口委員 明改の大口でございます。電気・ガス事業法改正につきまして、質問させていただきます。

まず、大臣にお伺いしたいと思います。

今回、電事審において答申がออกมาして、そしてその中で、二〇〇一年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指す、こういうことであるわけですね。そういう電力コストの削減ということと、それに對して、ユニバーサルサービス、供給信頼度維持、エネルギーセキュリティの確保、そして環境保全、こういう公益的な課題との両立、これが大きな課題であるわけですね。そういう中で、大臣にお伺いしたいのは、こういう両立させなければいけない課題に對して、今後の電気事業改革のあり方についてお考えをお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 先生の御質問の御趣旨は、今後の電力改革の方向性についての通産省の考え方を全般を説明しろ、こういう御質問だったと思えます。

電気は産業経済活動の基盤的な財であることから、電気事業に對しては、低廉な供給のための効

率化という常に変わらない要請に加えまして、ユニバーサルサービスの達成、安定供給の維持、エネルギーセキュリティの確保、地球環境の保全といった公益的な課題への対応が要請されております。

今回の制度設計に当たりまして、このような公益的な課題の確保を図りながら、一層の効率化の要請にこたえることを基本的な考え方としておりますが、このような電気事業に課された要請は今後とも変わらないものと考えておりまして、三年後の制度見直しに当たっても、こうした観点から検討してまいりたいと考えております。

○大口委員 長官に聞きたいのですけれども、そういう点で、二〇〇一年に一つの国際水準、こういうことを目指しているわけですが、これは可能性として、その水準を達成することができるといえるのかどうか、そこら辺についての見直しをお伺いしたいと思います。

○稲川政府委員 現在、国際水準と比べて、為替レートを勘案して二割程度のコスト差があるというふうな評価をされておまして、これに對して、各種の制度改善、あるいは投資サイドにおける競争入札などによってこの差を埋めていきたいというふうな考えがございます。経済情勢、為替情勢等々がございまして、その二割の差というものを数値目標にしているわけではございませぬけれども、そちらの方向に向けた効果及びコスト構造の構造的な変化というものが実現できるよう努力したいと考えております。

○大口委員 前の両委員からありましたように、公益的な課題というものをクリアしながら今後国際水準を達成するというのは、大変いろいろな困難があると思えますが、両方が両立できるように努力をしていただきたい、そのことを大臣にお願いしたいと思うわけでございます。

そういう中で、諸外国の状況につきまして、今同僚議員の方からお話がありました。イギリスの九〇年の春からの電力の民営化、そして発電と送電を分割する、こういうことではあります

これについて、九〇年以降、ブル価格が年約六%上昇しているという意外な結果になっているとか、あるいはカリフォルニア州でも、ここはアメリカの平均よりも三割から五割料金が高いわけでごいすけれども、そういうようなところとか、いろいろ、海外における電気事業、ガス事業制度の改革の状況を簡単に、通産省の認識としてお伺いしたいと思います。

○福川政府委員 諸外国における電気事業、ガス事業制度改革の状況についてお尋ねでございます。

電気事業につきましては、アメリカでは、一九九〇年代半ばから幾つかの州で小売自由化が実施されております。カリフォルニア州では、昨年四月から全需要家を対象とする自由化を実施しております。また、連邦レベルでも小売自由化のための法案を準備する動きがあります。ヨーロッパでは、九〇年代初頭以降、御指摘ございましたようにイギリス、北欧で小売の自由化が実施され、九九年以降、EU指令に基づき、加盟国で段階的な部分自由化が実施されているところでございます。

ガス事業につきましては、アメリカにおいては九三年に州際パイプライン会社の輸送部門と販売部門との分離がなされまして、九五年以降、幾つかの州で小売の部分自由化が実施されております。また、ヨーロッパにおきましては、イギリスで九八年に小売の完全自由化がなされ、EUにおいては、九八年のEU指令によりまして、部分自由化の実施に向け加盟各国が九九年中に国内法改正などの所要の措置を実施することとされております。

今後、こうした海外の動き、その成果も含めて、注視してまいりたいと考えてございます。

○大口委員 そして、そういう諸外国の流れ、欧米の流れ、そういう改革への流れというものが背景にあって、先日OECDが我が国の電気事業の制度改革に対するレビューを行った。その中で、競争に向かつての第一歩としての変化は始まった

が、小売りの自由化後、そのパフォーマンスを注意深く監視しなければならない、もし実質的な競争が進展しなければ政府は追加の手段をとることをちゅうちょしてはならない、こういうふうにかなり早いレビューといえますか、法案が今審議されている状況であるわけですが、早くもこんなレビューがあつて、この国会審議につづけるような形でこういうOECDの意見が出てきた、こういうことなわけですか。

それに対して、日本の電気事情というものがあつて、欧米にも欧米の電気事情というものがあつて、そしてそれは、日本型のいろいろな要素というものがあつて、そういうことから、このOECDの意見に対して日本としてどういう考え方を持っているのか、そしてまた、それに対してどういふふうに主張していくのかについてお伺いしたいと思います。

○福川政府委員 OECD対日審査報告の勧告部分でございますが、御指摘のように、三段階に分かれておりますが、自由化部門、非自由化部門の両需要家に利益をもたらすものとして、今回の小売の部分自由化については評価をいたしてございます。

また、部分自由化後、一定期間を経ても市場が競争的でない場合、次のステップとしてさらなる改革が必要であるということで、自由化対象の拡大、電力会社に対する競争促進のための実施可能な分離オプション、こうしたものを検討すべきであるとしておりますし、さらに第三段階として、以上のようなステップを踏まえた上でなお電力規制の効果を検証し、必要があれば、日本のエネルギー政策目的との整合性を確保しつつ、さらにかなる規制改革、構造改革が必要かを検討すべき、かような指摘をしております。

こうした指摘に対して、電気事業における規制改革というものは、エネルギーの自給率あるいはネットワークの形成状況など、各国の電気事業を取り巻く状況に応じて異なるのは当然でございます。また、各国ごと、その置かれている状況を踏

まえて、効率化と公益的課題を両立させるためにさまざまな努力をしているところでございます。

OECDにおきましても、こうした各国のエネルギー事情を理解して、公益的課題との両立の必要性も認めているところでございます。我が国に對しまして、エネルギー政策の基本的な考え方には理解を示した上で、部分自由化に一定の評価を与え、とるべき政策について、今後の段階的なべきことを勧告しているというものでございます。

いずれにいたしましても、本報告は、被審査国が、例えば日本でございますが、参考とするものでございまして、今後、制度開始後おおよそ三年後にを行うこととしております制度見直しの際に、この勧告を参考の一つとして考える、かような認識でございます。

○大口委員 次に、今回の制度改革については、大口需要家に対するもので、部分自由化ということであるわけでございますが、一般の家庭におきまして、要するに小口の需要家にとつて、電力会社あるいはガス会社の経営の効率化ということが小口の需要家の利益にもつながる、そういうふうに設計をされたもの、この理解をしているわけでありまして、小口の需要家に対してどのようなメリットがあるのかということについて、具体的に御答弁願いたいと思います。

○福川政府委員 今回の改正は、部分自由化の導入、またあわせて火力電源の全面的な入札の導入というところを行つて、競争的な刺激の中で電力会社が多様な経営効率化努力を行うインセンティブを与える制度ということで理解をいたしてございます。

その上で、全需要家にその効率化の成果をどういふふうに行き渡らせるかという観点から、この効率化のノウハウ、成果というものを機動的かつ自主的に規制部門の料金に反映するということが可能であるよう、料金制度そのものを見直してございまして、

今回の改正案では、小口需要家の利益拡大に資

する場合には届け出による料金改定を可能とする、引き下げの場合には届け出で料金改定が行える、また、小口部門の料金メニューの多様化を図るための選択約款の要件を緩和する、多様な小口部門のニーズに応じた選択約款を工夫し得る、そういう改正を提案させていただいているところでございます。

○大口委員 届け出で、要するに任意に引き下げをする。別にだれかに命令されてやるわけでもないわけですから、電力会社の自主的な主体的な判断によつて、小口の需要家にメリットが行くかどうかはゆだねられている、こういうことなんですか。

ですけれども、そういうことで電力会社の自主性にゆだねられるということが本来のあり方だといふふうにお考えなんでしょうか、それによつて本当にスムーズに小口の需要家にメリットが及ぶのか。そこら辺の担保といいますが、また、そういうインセンティブといいますが、それはどうなんでしょうか。

○福川政府委員 今回、料金引き下げが届け出制になることは、事業者の経営の自主性が拡大するところではあります、あわせて、料金の合理性につきまして市場で十分に説明ができるか、またその説明について市場がどういふふう評価をするかという要素が他方でございます。

事業者がより進んで経営効率化努力を行うことが期待されているわけですが、例えば、その場合、どういふ原資からどういふ引き下げを行ったかということが問題となるわけですが、定期的に公表されます経営効率化計画などにおいて、需要家や株主に対して、何を原資としてどの程度料金を引き下げたかということについて積極的な説明を行う、そういう説明責任の過程で自主的な届け出による料金引き下げが担保されるもの、かように考えてございます。

○大口委員 ルールを明確にし、そしてまた情報開示をし、それによつて、そういう市場からの圧力といいますが、そういうものによつてやつてい

こう、そういう考え方であると理解しているわけであり。そういう中で、規制部門である小口の需要家から回収した料金を自由化部門に内部補助をするようなことがないようになければいけない。それについては先ほども答弁がありました。赤字の転嫁による値上げを認めない、こういうことがあったわけですね。

また、電事審の答申でも、一つは配分方法のモデルをきつと審議会で設計して省令で定めるとか、配賦基準の届け出を公表するとか、あるいは公認会計士による中立的第三者のチェックをやるとか、あるいは自由化部門の収支の赤字についてはその赤字額とか事業者名を公表するとか、そういうことによつて、内部補助をしないように、そういうふうな制度が設計されている。これは前の答弁でもそういうことでありましたのであえて聞きませんが、そういうことがきつとなされていくということは非常に大事なことで、こう思っております。

そういう中で、今回、電気事業、ガス事業について接続供給制度が導入される、要するに託送が導入され、これによつて新規の参入者が既存のネットワークを利用する。これによつて、小口の需要家に、そこから供給が途絶したり、あるいは料金が上がる、こういう悪影響があるのではないかと不安があるわけです。それについてはいかがでございますか。

○稲川政府委員 新たに市場に参入した新規参入者が、新たな需要者に電力を供給するに際しては、御指摘のとおり既存のネットワークを利用いたします。これは接続供給制度という名前でも新たに制度を起こしてございますが、これにより小口の需要家への供給に悪影響が及ばないように、技術的な側面では系統安定の観点から、新規参入者も電力会社の給電指令に従うということをルール化することとしてございます。

また、料金の面では、この接続供給料金について、電力会社の総コストのうち接続供給にかかわるコストを明確に特定をした上で、そのコストを

大口需要家と小口需要家との間で適切に配分をするということをお願いしてございます。

こういう制度によりまして、接続供給制度の導入と小口需要家への悪影響の防止、この二つを両立させてまいりたいと考えてございます。

○大口委員 次に、料金の引き下げの届け出制によつて、電力会社とガス会社が届け出た料金について、今までであれば引き下げの原資というものは即料金の引き下げに使わなければいけなかったわけですが、今回から、経営の効率化の成果を財務体質の健全化のために使うこともできる、こういうことになったわけですね。

そういうことで、今までも経営効率化計画という中で説明責任ということをやつていたと思うのですが、今度はその説明が非常に、財務体質についてもきちつと説明をしなければいけない。それからまた、私は再生可能エネルギーの開発研究とかそういうことにもこの原資というのを使えると思うのですけれども、そういうことについても積極的にやつていくべきであらうし、そういうことについての説明もしなければいけない、こう思つておるわけですが、こういう電力会社、ガス会社の説明責任についてお伺いしたいと思ひます。

○稲川政府委員 御指摘のとおり、料金引き下げが届け出制になることに伴ひまして、経営の自主性が拡大することの裏返しで、説明責任は非常に大きな位置づけになってくる、かように考えてございます。

特に、引き下げの原資を何に使うかという点で、今後定期的に公表されます経営効率化計画におきまして、需要家のみなさん、財務体質の関連で株主等に対しても、何を原資とし、料金をどのようにつぎ下げる、あるいはその原資を一部財務体質の改善に充てた、そういった内容を資料をもつて積極的に説明することが非常に重要な位置づけになつてくるかと理解してございます。

○大口委員 また、小口需要家との関係でいいますと、小口需要家の間で著しい格差が生ずるとい

うことが出てこないか一つ心配なわけであり。そういう点で、料金の算定ルールの設定といひますか、これが非常に大事になつてくるわけですね。

やはり、料金の算定ルールの設定をきちつとする、そしてそれをきちつと公表していく、そういう点で、料金の算定ルールの設定をどういうふうな今後考えていくか、そしてその場合の料金算定ルールのポイントといひますか、こういうことについてきちつと決めていきたいと考えているのか、お伺いしたいと思ひます。

○稲川政府委員 今後の算定ルールにつきましては、従来、料金査定に際して査定要領なるものを事務的に持つてございましたが、これを省令のレベルに改めまして、世の中にいわば公表するということを考えてございます。

料金算定ルールでは、当然に、全体的なコストをどういうふうな需要者間で配分するか、そうしたルールを定めることとしてございまして、こうしてあらかじめ設定された料金の算定ルールに従つて、料金の引き下げの届け出に際して計算をする、かような手続でございまして。

○大口委員 そのルールの一つの中身というのはこれから審議会で検討するわけでしょうか、ワーキンググループで検討するわけでしょうか、その中身の詳細はこれからということなのでしようけれども、料金設定のルールによつて小口需要家の権利を守つていくべきである、こう考えるわけでありまして。

次に、これまでは電力会社というのは全社一斉に料金改定を行つていたのが通例であつたわけですが、ところが、十電力会社は規模も体質もそれぞれ違ひます。また、今回部分自由化といふものが導入されましたことによつて、自家発電の多いところと少ないところによつても自由化の影響といふのは違つてきます。そういう点で、これからは一斉に値下げとかそういうことにはならないのではないか。適時適切に値下げをどんどんしていき、そういう点で、電力会社の料金改定の横並びとい

うのがなくなるのではないかと。東京電力の社長も、金太郎あめではないのだ、こういうことを言つておられるわけですね。

それと、もう一方で、これまで電力会社間の料金の格差というのは間接競争を行うことによつて二%か三%程度の範囲に抑えられていたわけですね。それはヤードスティックの査定があつて、効率化についてのチェックがなされていくというふうになつてきているわけでありまして、今度はそのようなことになれば、逆に格差が拡大する可能性が出てくるわけですね。体力勝負だ、それぞれの地域の事情によつて料金の格差が拡大する、それはそれでどう仕方のないことなのだ、こういう考えも成り立つわけですね。

一方で横並びがなくなる、他方で格差が拡大する、その両面についてどのように通産省では考えておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○稲川政府委員 原理的には、引き下げ時期が横並びという事態はなくなるかと思ひますが、ただ他方で、届け出制をいたしますと、行政による料金の査定といふものはありませんが、事業者の経営判断がマーケットや需要家によつてより直接的な評価を受けることになります。そういう意味で電力会社間の競争が促進されるというわけでございますが、そうした競争状態のもとでは、適時適切な料金改定といふのが時点を大きく異にして発生するといふことは余りないのではないかと。万が一にも電力会社が適時適切な料金改定を行わずその料金水準が結果として著しく不適当と考えられるような場合には、通産大臣はその電力会社に対して料金変更認可の申請を命令する、かような位置づけでございまして。

他方で、料金格差が拡大するかどうかでございますが、御指摘のとおり電気料金水準は各社の需要動向、設備投資の状況によつて当然に異なるものではあります。現在までの傾向を踏まえてみますと、各社が効率的な経営に取り組む中で、中長期的には縮小の傾向にあるのが現実でございます。

平成八年料金改定から導入をしておりますヤードスティック査定、これは電力会社間の間接的な競争を促す制度でございます。結果といたしまして引き下げの方向で電力会社間の料金格差が縮小されることが期待されておりますし、また、競争と市場の監視に対応するためのコストダウン、財務体質の強化、メニューの多様化というようなことを進めますと、中長期的に料金格差が拡大するということは予想されない、かように考えてございます。

○大口委員 今、予想されないということをおっしゃったのですが、やはり体力の差ですとか地域的な、地域によって全部パリエーションが違ってくるわけですね。ですから、自由競争の中で格差が出てくるのが当然自然ではないかな、こうも思っておるわけです。

また今の、変更命令ですか、申請をさせるというところについても、どういう基準で申請を命令されるのか。どうも、通産省がおっしゃっている、一方で横並びではない、他方で競争によって効率化が進んでみんな同じような状況になるというわけですけれども、果たしてそうなのか、各電力会社で相当体力が違うのではない、こう思っておるのですが、いかがですか。

○福川政府委員 各電力会社の体力の違い、需要動向の違い等々非常に差がございますから、あるいは原理的には各社の間で電力料金の差というものは拡大する場合もあり得るかということではございます。

ただ、現実の、現在までの電力会社間、九電力のそれぞれのヤードスティックを用いた料金改定の中で競争の実態といたしまして、例えば電灯料金が、昭和六十三年改定では一番高い会社と一番安い会社の間の比が一・一九五、要するに一九〇程度の差でございました。それが平成十年改定では一・〇五五、五〇の差でございます。

自由競争の結果、その体力差に基づいて非常に衰えるような会社が出てくればあるいはこの逆の結果になるかと思いますが、現在までのような競

争の結果で見れば格差が大きく拡大することは予想されない。先ほどの表現を使わせていただいたとおりでございます。

○大口委員 ただ、格差が拡大することについて、要するに体力に応じた形で料金が出てくるわけですから、その会社が置かれている状況によって合理的にちゃんと料金の設定ルールは出てくるわけですから、料金の設定ルールに従って出てきた金額というものが妥当であれば、通産省としては、格差が広がってももうやむを得ない。料金ルールに従って格差が出てきた、格差が出てきたがゆえに、では変更命令を出すのかということ、そうではないんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○福川政府委員 御指摘のとおりでございます。格差拡大したのがゆえのみをもって料金改定を命令するようなことはございません。

○大口委員 次に、今回の部分自由化についての新規参入の見込みなんです、産業用の場合は一キロワット時に十円、それから業務用は一キロワット時十五円、こういうことで、特に産業用については、ある記事によりますと、発電コストは七円以下が必要だ。しかも、安定的な売電先が確保されていなきやいけない。業務用につきましても、これは一キロワット時十五円でありまして、夜と昼の差があつて、負荷率が非常に高い。そういうことで、これもまたデリケートな電力供給が必要であつて、なかなかリスキーである。

こういうことで、産業用も業務用も、特に今回の部分自由化によって九割が産業用になってくるわけでありまして、そこへ新しい会社が参入することが見込まれるのかということがあると思えます。また、そういう点で、自家発電をしているところが余剰電力を供給したり、あるいは設備の増強をしてそこに参入する、こういうことが考えられるわけですけれども、そういう場合に、どれぐらいの参入が見込まれるのか。それから、電力会社が区域外に出ていってそして供給する、そういうような可能性はあるのかどうか。その三種類というのですか三類型について、新規参入の見通しと

いいですか、それがどのようなかお伺いしたいと思います。

○福川政府委員 現時点でどの程度の新規参入者が参入してくるかは必ずしも明らかではございませんが、先生御指摘の第一類型のものは、平成九年にIPPの潜在供給力調査を行ったことがございまして、入札制度に参入可能であるとされたIPPは三千万キロワット程度でございまして、潜在供給力としてかなりのものがあるのではないかとというのが一つでございます。

それから、全国の自家発電のうち約三分の二を占める事業者団体、大口自家発電懇話会というのがございまして、こちらで会員事業者に対して行ったアンケート調査によりますと、全体の約九割が新規参入者からの購入を検討し、また七割の事業者がみずから新規参入をしたい、あるいは検討するというデータがございまして。

電力会社自身が区域外に供給をするかにつきましては、制度上はあり得ることになってございまして、けれども、今現在そういう希望があるかどうかについては承知をしておりません。むしろ、近未来では余り起こり得ないかもしれません。

いずれにいたしましても、いわゆるIPPと異なりまして、小売をいたしますことについては、需要の変動もありまして、リスキーな側面が御指摘のとおりでございます。ただ、こうした事業者が、さまざまな実態を持っておりまして大口需要家の獲得に向けて、それぞれ創意工夫を発揮して参入を検討してくるようになるのではないかと考えておる次第でございます。

○大口委員 さらに、参入に当たっては、接続供給料金をどう設定するか、これが一番大きな問題になってくるわけですが、ただ、接続供給料金が小口の需要家に悪影響を及ぼさないということ、そういう範囲内でできるだけ安くするべきである、こういうふうなことを考えるわけでありまして、この点についてどうなのかということを聞きたいと思

います。

○福川政府委員 この接続供給料金につきましては

は、電気事業審議会で次のような原則が提言をされてございます。

第一の原則は、接続供給料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的に明確に特定をいたしました上で、そのコストを適正に回収することが必要ということでございまして、その実績については中立的な第三者がこれを確認することとされてございます。その上で、こうして決まりました接続供給コストを、大口需要家と小口需要家が公平に負担をするという建前でございます。

それから、第二の原則は、この接続料金は、ネットワークの所有者、運用者であります電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとりまして同一である、競争条件として同じであるということが必要というものでございまして、この事業者間での託送料金負担の同一性の確保について、例えば、負荷率、供給区域をまたがる託送などの評価、あるいは電気の使用形態などを勘案することが必要かと考えてございます。

こういう考え方に基きまして、コスト回収すべき設備、サービスの特定方法、あるいは実施の確認方法、それから電気の使用形態の勘案方法などにつきまして詳細な検討を、現在、電気事業審議会、総合エネルギー調査会において実施中でございまして、こうした検討を踏まえて御指摘の点に対する対応としたいと考えてございます。

○大口委員 次に、小口の需要家に対する供給義務、十九条ですね、それと、十九条の二の大口需要家に対する最終保障義務、この違いについては、先ほど答弁で、小口需要家については選択不可であるから保護が必要だ、大口需要家の場合は自己選択が可能であるから必要最小限度の保護でいい、こういうお話でありました。

しかし、この義務違反は、聞きますと、小口需要家の場合は義務違反しますと罰金三百万、大口需要家の場合は罰金が百万。確かに罰金の程度においても差がついておられます、そういうことなわけでありまして、ただ、大口需要家に対する最終

保障義務、こういうものも義務であることは変わりないわけであります。

ではそういう中で、戻り需要家に対して、罰金ということもあるわけですから、供給予備力というのをどの程度確保する必要があるのか。それから、それを確保すると今度は小口に影響してきますから、そこら辺はどうか。

それから、供給力不足を理由に断ることができ、こうなっておるわけです。これは正当な理由があるということなわけですけれども、断る正当な理由というのはこの供給力不足ということだけなのか。この辺はつきりしておかないと、罰金になつてくるわけですから、正当な理由とは一体何なのか。

それから、短期間に次から次へと供給先を変え
る需要家に対して何らかのペナルティーはないの
か。

そのあたり、お伺いしたいと思います。

○稲川政府委員 供給予備力につきましては、電力会社、供給義務、この二つのタイプの供給義務を実現する上で必要なものとして、しかるべく計画の中で予備力を持っています。その予備力を計算するに際して、いわゆる規制対象分野の小口需要に対する予備力の計算と、大口需要に基づきます最終保障を行うための予備力の計算とは、当然に差がございます。どの程度の差にするかについては多分に周辺の大口需要の存在等々の経営判断によるところもございますが、いずれにしても、この予備力についての持ち方の差は両者において当然にございます。

そのときに、予備力不足を理由として供給を拒むことが可能かということでございますが、それを理由として供給を拒むことは、まさに正当な理由というふうな位置づけをいたしてございます。

その返り需要に対するベナルティの御議論でございしますが、この最終保障約款というのは、需要家が現実にはだれからも供給を受けられない状況にある場合のミニマムの保障でございまして、供給を受けられない事由があつち行つたりこつち

行ったりということであれ、現在の状況がだからも供給が受けられない場合には、この最終保障約款の対象になる。そのときに、ベナルティという議論でございますが、ベナルティとしてのの考えは持つておりませんが、出戻りにすべて対応するために過大な予備率を保有することは小口需要家に対する悪影響を及ぼしますものですから、したがって、十分な予備率がない場合には、最終保障を拒む正当な理由として位置づけるということではと考えてございます。

○大口委員 次に、ガスの方に行きます。ガス料金
の情報公開ということについてお伺いしたいと思います。

電気につきましては今、省令で料金算定ルールを決めて公表する、こういうことであったわけですが、ガスについては、料金に関する情報公開はどうなっているんですか。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○稲川政府委員　ガスにかかわります情報公開の部分でございますが、現在、大口及び一般小口のそれぞれの販売実績等につきまして、中立のメンバーの監査を得た上で通産省に届け出を出していただいておりますが、その内訳については、競争上の立場を害するということの懸念もございまして、公にはいたしてございません。

○大口委員　ただ、審議会の答申に、算定要領については公表する、こういうことになっていると思うんですが。

○稲川政府委員 御指摘のように、今回、都市熱エネルギー部会で議論をいたしました結果、大口供給を行つてゐる一般ガス事業者が、ある種の競争に阻害を、影響を与えない形で適切な形で情報を開示していくことも重要であるという認識が示されました、現在、この部会におきまして、大口供給にかかわります平均の価格、それから標準モデルケース価格、あるいはその他の指標について情報を開示していくべきであるという御提言のもとに、ガイドラインをつくることを進めていくところでございます。

○大口委員　次に、地球環境問題を考えますと、やはり太陽光とか風力などの自然エネルギーの活用が非常に必要になってまいりました。欧州では二〇一〇年までに自然エネルギー一倍増政策が発表され、これは十兆円の投資で百万人の雇用が見込まれる。また、シェール石油とかブリティッシュ・ペトロリアム社が、風力だとか太陽光発電の大規模な投資を始めている。また、アメリカでも太陽光の発電産業が四年間連続して二けた成長をしている。こういう状況であるわけです。

日本は、風力発電につきまして今二・五万キロワットという水準にまでいつているわけでありま
すけれども、いよいよこれは、やはり世界の流れ

の中からいきましても、またCOP3ということからいきましても、自然エネルギーの普及ということを、これは電力会社だけに負担させるということじゃなく、広く社会全体でこの負担を引き受

ける形の中で、導入の促進をしつかりと積極的にしていかなきゃいけないと思うんですが、大臣の考えを伺います。

○与謝野国務大臣 太陽光、風力等の新エネルギーにつきましては、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの確保の観点から、その導入を積極的に推進していくことが重要であります。

このため、平成九年六月に施行されました新エネルギー法等の規定に基づきまして、太陽光発電、風力発電等新エネルギーの開発や、民間事業者、地方

自治体等による導入に対する支援を行っておりま
す。平成十一年度予算においても、これら支援に
ついて、平成十年度に比べ約百二十六億円増額の

八百七十五億円を新エネルギー対策関連予算として盛り込んでいるところをございまして、今後とも、新エネルギーの導入促進を図るため全力を挙げ

○大口委員 次に、これは平成七年度に閣議決定した率先実行計画ということで、国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取り組みの率先実行のための行動計画の平成九年度における実施状況を取り組んでまいります。

況が取りまとめられたわけでございます。その中で、政府の公用車における低公害車の導入状況について、これは目標を平成十二年、二〇〇〇年です、ね、おおむね一〇％に高める、こういうことになつておるわけです。

ところが、大臣も出席されました平成十年十一月十八日の閣議において、環境庁長官が、この政府の公用車における低公害車の導入状況について、平成十二年度において導入が見込まれる低公害車の台数が二百九十六台、一・八七％へ上積みされた、そして相当数の省庁において取り組みが進捗しているが、目標値がおおむね一〇％です。で、一・八七％との間に大きな乖離があるわけですから。

これにつきまして、大臣もその閣議に出席されておつて、これをどう受けとめられるのか、そしてまた、低公害車の推進ということを大臣としてどう進めていかれるのか、お伺いしたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 環境庁長官より、昨年の九月の閣僚懇談会におきまして、低公害車の積極的な導入を図るよう要請があったところでございます。

通商産業省においては、この要請も踏まえ、平成十年度に低公害車を新たに五万台導入し、低公害車導入を積極的に進めているところでございます。

す。これに加えて、通産省においては、低公害車の普及のため、運輸省、環境庁とも協力しつつ、エコステーションの設置の促進等を図っています。

るところでございます。

通産省といたしましても、今後とも、他省庁にも働きかけながら、低公害車の導入、普及の促進

に努めてまいる所存でございます。

○大口委員 最後に、液体噴射式LPG自動車について伺いしたいと思うんです。

LPGは、化石エネルギーの中ではクリーンエネルギーとして位置づけられているということだが、総合エネルギー調査会の需給部会の中間報告でもなされているわけです。そして、液体噴射式LPG自動車について、朝日新聞の平成十一年四

月八日のところに、この方式について、もうヨーロッパでは利用されていて、そしてまたこれは、燃料供給装置が燃料ポンプのLPGを一度加圧してエンジンに供給する、燃費を割近く高めることができるし、また排ガスに含まれている炭化水素などの有害物質も減る、こういうことで、環境に優しいものなわけであります。

これにつきまして、今これを開発しておる会社から照会があるようですが、通産省としての取り組みについて、そして結論をいつごろまでに出されるのかをお伺いして、私の質問とさせていただきます。

○太田(信)政府委員 お答えいたします。

LPG自動車の燃料供給の新しい方式、従来は液体から気体にしてエンジンに送り込むというやり方でしたが、新方式は液体噴射方式ということで、ポンプによりLPGを加圧し液体のままエンジンに供給するというので、先生からお話ありましたように、関係業界団体等から、これについて、高圧ガス保安法上の高圧ガスの製造に該当し規制を受けるおそれがあるかないかという問い合わせを受けているところでございます。

私どもの方としては、これはヨーロッパで、特にオランダ等を中心に普及しておりまして、この方式についての技術的な情報を今収集中でございます。あくまでも、保安の確保というのは大変大事なことでござりますので、高圧ガス保安法の確保を大前提としつつ、ヨーロッパ等での利用実績等も踏まえ、日本国内での利用に無用な支障となることのないよう、法律上の判断について現在鋭意検討を行っているところでございます。

本件については、先月三十日に閣議決定された規制緩和推進三カ年計画においても、本年度上期中ということですから九月三十日までに、解釈を明確化すると記載されているところでござります。できるだけ早期に結論を出したいと思っておりますのでございます。

○大口委員 質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○岸田委員長代理 青山丘君。

○青山(丘)委員 私からも、少し根幹的な点で質問をさせていただきたいと思ひます。

ただ、私は、難しく言うつもりはないんですが、仏教の無常観を強く感じるものでして、今盛んであっても、そこに適正な競争環境がないとやはり思い上がりや油断が出てきて、やがてそれは非常に厳しい状況に陥っていかざるを得ない。しかし、今厳しいからといって、必ずしもそれは将来にわたって夢のないものかといえはそんなことはない。という意味で、現在の法改正というものが非常に意味があるという点で少し触れたいと思ひます。

特に、バブル経済が華やかなりしころは、日本経済が我が世の春を謳歌してきまして。しかし、それはやはりバブル経済でありまして、現実に戻った場合、現在の例えば失業率四・六％、失業者数三百三十万人、これは政府が統計をとって以来、戦後最悪、最高の厳しい経済社会情勢。とはいえ、日本は戦後のあの荒廃を乗り越えてきたし、また一度にわたるオイルショックを克服し、あのプラザ合意後の深刻な円高不況をみんなの努力と創意工夫で乗り切ってきた。

そして、昨年は、特に通産大臣が中心となって努力していただいた、午前中の質疑の中にもありました。信用保証の枠を拡大していただいたことによつて、倒産件数が著しく少なくなつてきております。

先ほど数字を見ておりましたら、昨年の八月は千四百件ほどの倒産、九月が千五百件、十月が千六百件を超えて、百件ずつ一月ごとに数値が上がつておりましたが、信用保証の枠を拡大して保証の実績が上がつてきますと、十一月からは千三百件、十二月は千二百件、一月、二月は千件を切つて九百件台、先月の三月は少し上がつて千二百件ほどに戻つておりますが、これも必ずしも上がり調子ばかりではない、努力をすれば下がり基調になつてきて、しかし、それもいつまでも下がっていくものではない、どこかまた厳しい状況になつていく段階に今また来ておるかもしれません。

問題は、今我々がなすべきことは、飽くなき創意工夫をこの際凝らしていつて適正な競争環境をつくり上げていくということが大事でありまして、その意味では、今回の制度改正、とりわけ電気事業の部分自由化というのは時宜にかなつたものと私は理解しております。

しかし、電気もガスもそうですが、日本経済を支え、日本の国民生活を支えてきた重要なエネルギーでありますから、この両事業が、適正な競争環境の中で、力強くその事業を進めていくことが経済や国民生活にとつて非常に重要だと思ひますので、少し根幹的なことをお尋ねします。

私は、電気事業もガス事業もまず第一に安定供給が非常に必要だ、そういう立場で物を考えております。安定的に供給されてくるのが、やはり経済の持続的な発展にもつながるし、国民生活の実質的な豊かさにも必ずこれはつながってくる。ただ、ここから先が大事なことで、安定供給の名のもとに、それでは料金はどうであつたかといひますと、ここにはやはりいささかの油断があつたような気が私はいたします。

業界における思い上がりとは言いませんが、例えば、安定供給が十分でなかったときは安定供給のために本当に努力をしてくださった。私はそのことを子供のころに強く感じた記憶がありまして、ああ立派だなと思つたことがありました。そして、安定供給がだんだん充実してよくなされてくるようになってきますと、やはり安定供給の名のもとに料金は高くてよいというような点がいささかあつたのではないかと今のこの段階では私は理解しております。

この料金の問題はこれから当委員会では折々ぜひ触れていきたいと思つておりますが、きょうはそういうことではなくて総括的に、まず、電気事業、ガス事業の現状を政府はどのように受けとめておられるのか、そして、実態として改革はこうすべきであるという考え方を持っておられたらひとつぜひ聞かせていただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 電気事業というのは二つ視点がございます。日本人が経済活動をしていく上で、効率性の高い事業として一定の競争力のある電気料金で電気を供給するということのほかに、やはり供給義務を初めとする幾つかの公益的な使命が実はございます。

今回の制度改正に当たりましては、現在の日本の経済の厳しい状況を克服するために、高コスト構造の是正が経済構造改革の主要課題として認識されている中で、電気及びガス事業に対しては効率化が要請されていること、これが第一点です。第二点は、電気及びガスは、ユニバーサルサービスの達成、これは供給義務と言つてもいいんですが、それから安定供給の維持、エネルギーセキュリティの確保、地球環境の保全などの公益的課題への対応、こういうことが要請されております。これらの要請を今回の法律改正は基本的な認識としていくわけでございます。

このような認識に基づきまして、公益的な課題との両立を図りながら、さらなる競争原理の導入等によつて国際的に遜色のないコスト水準を目指し、我が国の産業活動や国民生活に強靱な活力を生み出すことが可能となるよう、本制度の改正を行おうとしているところでございます。

○青山(丘)委員 大臣もおっしゃられたように、効率化をもつと進めていかなければいけない、それから公益性を高めていっていただかなければならない。私は、その役割を、かなり今日まで努力して、電気事業、ガス事業として取り組んでこられた点を一定の評価をしております。

しかしながら、電気事業もガス事業も、やはり地域独占という環境の中で、経営は比較的恵まれたといひますか、許された状況にあつたことは事実として、問題は、自由化を進めていくときは、何といつても、料金の設定やメニューがだんだんと多様化してきておりますから、それらに対応していくためには、どうしても電力会社、ガス会社が相当な創意工夫をこれからしていかなければならない。また、創意工夫をしていかなければなら

ない環境に来ておるといふ認識を持っていかねばならないと私は思っております。

そのあたりを、政府の見解をまず聞いておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○福川政府委員 電力会社、ガス会社の創意工夫についてのお尋ねでございますが、今回の制度改訂は、事業者の経営の自主性を最大限尊重するというのを一つの理念としてございまして、

具体的には、自由化部門におきまして原則交渉によって自由な供給が行われることになりまして、需要家と交渉することを通じて経営の自主性を発揮し、さまざまな創意工夫が行われることと考えてございまして、実際、ガス事業におきましては、先行いたしまして平成六年に前回の法改正によりまして大口の自由化が既に行われておりますが、需要家による供給者選択機会が拡大してきていますところでございます。

また、規制部門におきまして、料金引き下げの届け出制の導入によりまして、事業者の経営判断によって機動的な料金改定を行うこと、さらに、事業の効率的な運営に資する選択メニューを設定することなどを可能としていくところでございまして、

他方、こうした制度改正の動きの中で、電力会社、ガス会社におきましても、現在、エネルギー市場における今後の競争環境あるいは資金調達環境を踏まえまして、いわば普通の会社、そうしたものとしてみれば自主的な経営を行う方向を志向しているという動きがございまして、こうした動きを通じて、今後、事業者の個性を生かした創意工夫、これが料金、サービス面での新たな成果を生むものと期待をいたしてございまして、

○青山(丘)委員 今回の法改正の目的の一つは、地域独占であった電力会社、ガス会社が、これまで比較的小規模であったというべきですが、競争の意識を持って、国際社会の中で通用する安定供給とコスト意識を持ってもらいたいということだろうと私は思っております。

る新しい電力供給者、ガスの供給者、そういう人たちが、既存の電力会社やガス会社と公正な競争環境にあるのか。それは、かなりの制度を考えていかないと、なかなかそんな簡単なものではない。

既に先行しておる部分と後発事業者との関係は相当な開きがあるわけですから、何らかの公正な競争ができる環境というものを具体的ににつくっていく必要がある。そのあたりはいかがでしょうか。

○福川政府委員 今回の制度改正では、新規参入者は電力会社の送電ネットワークを利用いたしまして電気を供給することになりますために、電力会社と新規参入者との対等かつ有効な競争関係を確保するということが大変重要な点になります。このため、今回の制度設計におきましては、電力会社の送電ネットワークの利用、いわゆる託送に關する公平かつ公正なルールを定めることといたしてございまして、

具体的には、託送料金設定に当たりまして、ネットワークの維持運用に必要な費用を過不足なく回収すること、また、電力会社と新規参入者との間で公平な料金負担を確保すること、この二つを原則としていたしてございまして、こうした原則に基づきまして、どのような託送料金設定ルールとするか、新規参入者に対してどのような技術的要件を課すかといった詳細な制度設計につきましては、現在、電気事業審議会において中立的かつ客観的に御検討をいただいておりますところでございます。

また、ガスの託送につきましても、通産大臣が指定をいたします一般ガス事業者については、託送に係る約款の届け出制を導入することとしてございまして、独自の導管を持たなくても大口供給に新規参入しようとする事業者が、一般ガス事業者と公正かつ有効に競争することができるよう環境を整備しているところでございまして、

○青山(丘)委員 新規の参入の事業者はなかなか厳しいかもしれないという面と、今回新たに自由化の対象となってくる大口の需要家も、大きな企業である電力会社やガス会社と対等な交渉ができるのかという点、現実にはなかなかそうではないで

あろう。具体的に見ていけば、かなりハンディを負った交渉や話し合いになっていく。

そういう意味では、大口の需要家と電力会社との取引が適正になされていくためには、やはりこれも政治的に何らかの取り組みが必要であらうと思ひます。そうでなければ、それこそ適正な競争にはなかなかならないという気がしますが、いかがでしょうか。

○福川政府委員 適正な取引の確保に関するお尋ねでございますが、今回自由化の対象となります需要家は、原則として供給者を選択することが可能な、すなわち、供給者に対して一方的に弱い立場に立たされることのない需要家を前提といたしてございまして、また、この自由化対象需要家は、現在供給を受けている電力会社のみならず、新たに、新規参入者あるいは他の電力会社からも電気の供給を受けることが可能であります。したがって、委員御指摘のように、必ずしも常に需要家が電力会社に対して対等な立場に立つて交渉することが難しくなるというふうなものではないと理解をいたしてございまして、

ただ、制度実施当初におきましてはなお電力会社の市場シェアも高く、自由化対象需要家が電力会社に対して交渉上弱い立場に立たされることも念頭に置きまして、まず、自由化対象需要家に対する最終保障義務を区域の電力会社に課す制度を設けまして、必要最低限の需要家保護を図る。第二に、経済取引一般に適用されます独占禁止法とも整合のとれた適正な電力取引のあり方につきまして、現在、電気事業審議会において御検討をいただいておりますところでございます。

○青山(丘)委員 少し観念的になるかもしれませんが、私は、日本人の性向として、部分自由化が実際に動き出すのには相当な時間がかかっているのではないかと気がします。周りはばかり見ていて、さてコストは本当に下がっているのか、安定供給はできるのかどうかと、部分自由化にはいささか慎重な国民性向ではないかと思っております。

しかし、一たび自由化の流れが大きき動き始めたときは、予想を超えて大きな自由化の流れがどつと押し寄せてきたときに、これは五年あるいは十年先の話になるでしようから今まだ触れるべきではないかと思ひます。しかし今考えておかなければならないと思うから私は申し上げるのですが、もし自由化の流れが大きき動き出したときは、例えば電力会社、ガス会社は過剰設備の段階に今度に入ってくる。そうすると、自由化で大きな痛みを事業所としては感じるときがやがて来るかもしれない、来るであらう。

それは適正な競争環境であつたらやむを得ないことで、そのためのまた政治的な施策は必要であらうと私は思ひますが、そうした痛みを今既に考へて取り組もうとしておられるのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○福川政府委員 自由化により発生をいたします電力会社、ガス会社の痛みを和らげるための措置についてのお尋ねでございますが、今回の制度改訂によって直接的な競争が導入される部分は、電力の消費シェアにして約三割でございます。加えて、我が国の電力需要、ガス需要は今後も比較的に増加することが見込まれてございまして、この二つから、直ちに現在の制度改訂が今後の過剰設備を発生するというような影響が出ることは考えておりません。

また、今回の制度改正を契機といたしまして、需要家ニーズに対応した新たな事業機会が創出をされ、事業者がさらなる効率化に努め、より前向きな経営を行うというふうなことも期待をされてございまして、

ただし、今回の改革は産業活動や国民生活に大きな影響のあるものでございまして、制度実施後も入念にその成果を見きわめる必要がございまして、御指摘のような点も踏まえまして、制度実施後三年後をめどにレビューを行う考えでございまして、

○青山(丘)委員 私は、誤解していただくかもしれませんが、適正な競争環境をつくっていくことが

必要だと思っておるんです。したがって、過剰な反応をする必要はないかと思いますが、しかし先々月こんなニュースがありました。

アメリカで、バスにくっついた機械が実は発電機であった。新しい動力源、電気モーターにミニ火力発電機を組み合わせた、電気を起こしながら走るバスがある。恐らく、バスで電気を起こして、そして充電されたものは家庭用で五軒の電力を賄うことができる。そういう発電機、マイクローターが開発された。実際の大きさは例えば人間の背丈くらいの、冷蔵庫くらいの大きさで、五世帯分の家庭用の電力を賄っていく。しかも、排出される窒素酸化物は五ppmと極めて低い。これは価格的にも一台二万五千ドル、日本円で二百九十万円くらい。量産すれば値段はもっと下がっていくであろうと言われている。

実は、これが本場に市場に出回ると、中国の三峡ダムは必要がなくなってくるのではない。三峡ダムで使用する総工費約六百億ドル、日本円で六兆九千億円、その六分の一で総発電量を賄うことができる。マイクローターという機械を六十四万台使えば、三峡ダムの電力を発電することができ。こういうような事態がもし仮に出てくるとすれば、これは日本の電力事業制度の中に非常に大きな変革をもたらすものだ。

ただ、ざりとてしかり、私は、政治は余り市場に介入すべきではない。介入すべきではないが、起きてくる現象についてはやはり冷静に見て、対処しなければならぬときは対処していかなければなりませんから、そういう幅広い思考の中で、このような新しい技術革新というものの、開発というものをどう受けとめておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○稲川政府委員 行政の市場への介入を最小化すべきという御指摘でございますが、今回の制度改革は、経営の自主性の最大限の尊重と並びまして、行政介入の最小化をその理念といたしてございます。

具体的には、自由化部門においては新規参入者

に対する参入規制を行っておりません。また、電力会社、新規参入者ともに原則交渉による自由料金制としたところでございます。まさにさまざまな創意工夫を凝らした競争が行われるものと期待をいたしてございます。

さらに、電力会社に対しまして、料金引き下げ時の届け出制の導入、選択メニューの要件の緩和、拡大、あるいは兼業許可制の廃止などを行うこととしてございまして、こういう意味で、行政介入を最小化し、民間企業の経営の自主性を最大限尊重する環境を整えることといたしてござい

ます。こうした中で、御指摘のございました各種の技術開発につきましても、それなりの成果をもたらすことを期待しているところでございます。

○青山(正)委員 今申し上げたような革新的な技術開発は、新たなマーケットを創出するものにもなっており、日本経済が再び大きな力を持つことになり、そういう起爆剤にもなるかもしれない。また、資源という立場から見ても、資源の少ない日本から見れば、エネルギーセキュリティの観点から見て重要な問題であります。

これまでの燃料電池に関する技術開発など、分散型電源の導入によって電気事業制度のあり方を大きく変えるものではないか、変えてくるかもしれない可能性を持っている。そうした新しい技術開発に対しては私に支援をする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

そのときに、例えば電力会社も、そうした新しい技術開発に対して反感を持つような感情で見るとはなくて、むしろ、みずからそうした分散型電源の開発についても積極的に取り組むような姿勢が私は必要であろうと思っておりますが、まず、新しい技術開発に対する支援について政府はどのような考え方でおられるのか、お聞かせいただきたいと思

います。○稲川政府委員 まず、燃料電池を初めといたします革新的なエネルギー技術についての考え方でござい

ます。い効率性あるいは環境負荷の低減などを達成し、御指摘のありましたような新たな電力供給形態を提供する可能性も持った技術でござい

ますので、その開発、導入については通産省としても大きな力を入れていくところでござい

ます。また、分散型電源としての太陽光発電あるいは風力発電については、その発電を

させました電力をみずから購入しているというような支援措置も講じているところでござい

ます。○青山(正)委員 質問を終わります。○岸田委員長代理 吉井英勝君。○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは私、まず、九五年に卸電力の自由化というのをやって以降の問題を最初に少し見たいと思

います。○稲川政府委員 現在、現在の神戸製鋼神戸製鉄所からのSO₂、硫酸酸化物の年間排出量は、九

六年実績で七百三十トンであると思

います。○岡田政府委員 お答え申し上げます。平成八年度の数字は、私どももそういう数字だと承知して

おります。○吉井委員 そこで、資源エネルギー庁の方から資料も送っていただき、

○稲川政府委員 御指摘のとおりでござい

ます。○吉井委員 今おっしゃった過去の数字というの

は、現在休止している一、二号高炉がまだ稼働していたときの実績値なんですよ。一、二号高炉、

二号高炉は既にとまっているんです。ですからそれで見ると、残るは三号高炉だけです。それから、大体六十三万トンプラスアルファ、それが今の時点での二酸化炭素の総排出量ということになるかなと思います。そういう理解でいいですね。

○福川政府委員 九〇年度における排出量は八十三万トン、これは一、二号高炉を含まずでございまして、先生のおっしゃいました六十三万トンプラスアルファという意味で、御指摘のとおりでございまして。

○吉井委員 ですから、現在、神戸製鋼の場合には二酸化炭素の年間排出量についていけば六十三万トン強、これが発電所運転開始になりますと二百六十三万トンというふうになるわけです。

そうすると、COP3では二酸化炭素を六%削減すると約束した日本なんです。神戸製鋼神戸製鉄所のIPPで二酸化炭素の排出量が四・二倍、あるいは若干プラスアルファということを考えますと約四倍ですね、約四倍ふえる。SO_xの方で一・五倍ふえる。

九五年三月二十八日の本委員会でも附帯決議を行いました。分散型電源の導入が都市環境への負荷を高めることのないよう配慮するというふうにしてきたわけです。しかし、現実にはSO_xで一・五倍、CO₂で四倍と大幅に負荷を高めるというのが事実ということになりますので、もっと厳しい対策をとることが前提にならなかつたならば、このまま行くと附帯決議というのは全くながいがるにされてしまう、無視されてしまうということになるんじゃないでしょうか。

○福川政府委員 SO_xの点と炭酸ガスの点と二点ございまして、SO_xの将来の年間排出量を現状の七百三十トン程度に抑制することにつきましては、NO_xとあわせて、環境庁の御意見に十分留意をして今後神戸製鋼を指導するということになってございまして。

これに対応しまして、昨年の十一月五日付で、環境審査の結果及び指導事項に従いまして環境保全に努めるという回答を会社から得てございまして、

て、SO_xにつきましては、高性能の排出ガス処理技術を導入することによって、既設製鉄所を含め排出低減対策を講じて、年間排出量を現状程度になるよう可能な限りその抑制に努めることとしてございまして。

また、この経緯につきましては、今後、工事計画認可など電気事業法に基づく一連の手続で、さまざまな機会をとらえてその確認を行っていくというところでございまして。

また、炭酸ガスの問題につきましては、この神戸製鋼の石炭百四十万トンの発電は、関西電力の全体的な電源構成における炭酸ガスシェアの内枠として理解をいたしてございまして、この神戸における炭酸ガスの増量はございまして、関西電力全体として、九〇年比、二〇一〇年まで発電中の炭酸ガスの原単位を二〇%抑制する等々の自主的な努力目標の中で吸収をしていくという理解でございまして。

○吉井委員 神戸市の場合に、総量規制という面での条例にはなっていないようですが、川崎市の場合は、非常に古い時代からの総量規制という立場に立った環境条例があつて、ですから、ゼネラル石油が五十四万七千五百キロワットの発電所を計画したわけですが、脱硫装置などの設置を考えると大幅な設計変更が必要となる。その結果、総事業費が五割増しになるとして断念した。

ゼネ石の場合は、まずこういう経過があつたのではありませんか。この点だけ一言聞いておきたいと思ひます。

○福川政府委員 ゼネ石の場合には、環境アセスを踏まえた詳細設計の段階で所要費用の見込みが当初の計画を大幅に上回つてしまつたという通常では考えられない事例でございましたが、御指摘のとおりでございまして。

○吉井委員 我が党は、九五年の改正のときに、御承知のようにIPPに賛成をしました。ですから、IPPに反対しているというところで言っているわけじゃないんです。IPPを進める立場であれば、SO_xの総排出量が一・五倍になるといふ

状況はやはり放置できないと思うんです。

現状程度にとどめるように努力することなんです。それが、それならば最初から七百三十トン以下にするという明記をして、それに合わせて脱硫装置の改良など環境投資というものをもちとやらせて、現状よりも本当に低い排出総量に低減させる、そのことは当然だと思ふんですね。当初の段階では一千百トンです。七百三十トンは努力目標だといふ扱いと、七百三十トンをクリアするために最初から環境対策をきつとやつていくということとは随分話が違つていくわけですね。

先ほどのお話に、ゼネ石が取り組んだように、結果としてゼネ石は断念ということになつていますが、本当に環境投資をやつても環境問題をクリアする、その立場に立つよう求めるべくといふことがエネ庁として必要だと私は思ふんだが、この点はどう考えているんですか。

○福川政府委員 千百トンという数字は、運転調整のための運転開始時の一時的なSO_xの数字でございまして、先ほど申し上げましたように、これは高性能の排出ガス処理技術を導入いたしますので、当初の調整運転期間を過ぎた後は七百三十トン、現状程度で推移するものと我々は考えてございまして。

○吉井委員 環境庁の意見では、立地予定地の周辺地域は、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準が達成されておらないと指摘している地域ですね。大気汚染防止法の硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定され、かつ公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域であることから、事業の実施に際しては、既設製鉄所の対策も含めて大気環境への負荷低減対策を推進する必要があるとして、硫黄酸化物については、最新の排出ガス処理技術の導入等により、年間総排出量が現状程度となるよう可能な限りその抑制に努めるといふ意見を述べていて、通産省は、さつきもおつ

つたように、環境庁の意見に留意せよと審査結果を通知しているわけですね。

だから当然、最新の排出ガス処理技術の導入な

どで、運転開始の条件は、SO_xは年間総排出量を七百三十トン以下に抑えさせるんだ、こういうことなんですね。

○福川政府委員 新しい脱硫設備を入れますために当初の調整運転期間がございまして、平常運転のもとでは現状の七百三十トンという数字でございまして。

○吉井委員 ですから、それは運転条件で、七百三十トンを超えるようなことになればさらに脱硫装置等の強化とか、それなしにはこれは認めないということですね。

○福川政府委員 事業者としてそういう努力をするという確約をとつてございまして、今後の動きを注視したいと思ひます。

○吉井委員 私は、石炭火力であれ何であれ、化石燃料による火力がだめだとかそういう立場に立っているものじゃないんです。脱硫、脱硝も、これは公害反対運動や世論の成果として随分日本で改善が進んできたというふうにして思つています。それから、炭酸ガスについても固定化技術とか、あるいは石炭そのものを水素ガスにして水素ガスとして燃やすとか、その過程で先にカーボンを除去する、そういう燃料転換の道とか、現に研究も進められているわけですね、私はそういう技術開発というのは非常に大事だと思つていふわけですね。

ただ同時に、特にSO_xなどに関して言えば、もう技術的には随分可能性は出てきている時代なんです。問題は環境投資になつてしまふんですが、せんだつての朝日では、IPPで神戸製鋼年間百億円の利益を見込むというのが紹介されておりました。だから、IPPで大きな利益を上げるわけですね。電気はもとと公益事業という性格を持っています。ですから、この利益の半分を環境対策に回したとしても、十年分で見れば大体五百億圓ぐらゐになつてくるわけですから、やはり徹底した環境対策をやつて、SO_xにしても二酸化炭素にしても対策をとらせるといふことが非常に大事だといふふうに思ふわけですね。

健康や環境を無視して、とにかくIPPでもうかりさえすればいいというのは、これは制度導入時の趣旨とか国会の附帯決議に反するものだと思います。神戸製鋼の発電所にきちんとした対応ができないようでは、全国のIPPで環境悪化を招いてしまう。しかも、十五万キロワット未満はアセスの対象外ということになっておりますから、現在IPPで計画に上がっているのが十八件とか、もつと細かいのを入れたらあるんでしょうが、IPPのアセス案件として上がっているのは八件というふうになっております。

そういうふうな中で、やはり神戸製鋼のIPPについて、SO_xについては七百三十トン以下に確実に抑えさせる。そして、抑えられないときはさらに改善対策をとらせて、そのめどがつくまではそれは認めない。やはりそれぐらいの厳しい環境対策について臨む姿勢が、これからのIPPの問題を考えたときに、そのことが求められてきているときだと私は思います。

そこで、大臣に伺っておきたいんですが、IPPをやるんだしたら環境対策を徹底して、NO_xもSO_xもCO₂なども総排出量を現状よりも削減させていく。企業がそれが嫌だと言うのなら、これはゼネ石のように計画断念という判断をすることにもなるかと思いますが、まずこの問題というのは環境対策の徹底を企業に求める、このことが通産省としても必要だというふうに思うわけです。

この点だけは大臣のお考えというものを聞いておきたいと思っています。

○与謝野国務大臣 環境対策は当然重要でございますし、どこでだれが電気を供給しようとも、その発電所は当然環境水準をクリアしていなければならぬわけでございます。

利益が出てくるからといって環境対策をやれという議論が通用するかどうかというのはいさう少し考えなければならぬところでございますけれども、やはり神戸製鋼のケースでとれば、既に持っていた土地、あるいは一部港の施設を持っていた

とか、そういう有利な条件の中で電気の供給事業を始めたわけでございますから、果たして、過去そういうものの整地とか港湾とかに投資したお金を考えれば、百億が本当に実際の利益かどうかというところは少し考えてみなければならぬことだと思っております。

いずれにしても、環境庁を初め政府として決めた、あるいは国会として決めていただいている環境のあらゆる基準をきちんとクリアするということがやはり仕事の第一歩でございまして、そのほか、周辺の住民との折り合いをよくするという点もまた電気事業をやる方々の責任ではあるという点は、私はそのとおりだと思っております。

ただ、利益が上がっているからといって、国あるいは地方自治体が決めた基準以上のことを要求するというのは、理屈に合っているかどうかというところは少し考えてみたいと思っております。

○吉井委員 いずれにしても、当初出されているままではSO_xと二酸化炭素に関してはかなり大幅に、一・五倍とか四倍とかふえるということ、環境問題がもとめと指摘されている地域でのごとです。これは厳しい対策をとらせる。利益を上げて、もうけのために環境に手抜きということはいささかもないようにきちんとしていくという姿勢が、全国に今出てきているIPPの案件にすべてかかわってまいりますので、最初の姿勢が非常に大事だというふうに思いますから、重ねて申し上げておきたいと思っております。

次に、三年前のガスの自由化後の大口供給と家庭用ガス料金を単価で比較してみることをやったんです。

実は、これはデータを求めたんですが、なかなか通産省の方が出しにならないので、有価証券報告書ではじき出してみますと、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手三社で見たと、家庭用は、九四年の百五十一円六十銭、九五年の百四十九円五十銭、九六年の百五十一円四十銭、九七年の百五十六円二十銭、これはそれぞれ立米当たりですが、その他業務用というのは、それぞれ四十

九円七十銭、四十九円十銭、五十四円九十銭、五十三円十銭。つまり、家庭用は大口供給の三倍の料金であるというのが実態なんです。

そこで、ガスの自由化をやったんだけれども、その結果として家庭用の料金が下がったとか縮小に進んだのかといったら、そういうふうには言えない。この点では、実は前通産大臣の堀内さんの論文の中で、

大手ガス会社の損益計算書や有価証券報告書などを独自に集めて調べてみました。すると、約四九パーセントを占める一般家庭のガス料金は「燃料費・原料費調整制度」によって三カ月に一度値上げされているのに、年間契約約二百立方メートル以上の大口需要者や、卸売、業務用といった残り五一パーセントについては自由契約で、この制度による料金の変動を受けないようになっていく。しかも、大口需要者に対しては、一般需要者の二割五分程度の金額でガスを供給しているのです。つまり、一般の消費者からは取れるだけ取り、大口需要者である大企業を儲けさせているわけです。

これは堀内通産大臣が文芸春秋の昨年の十一月号で紹介しておられることです。

私は、ガス自由化によって、大口と家庭用のガス料金、その差が縮小していくとか家庭用が安くなるとか、自由化の効果があつたのかどうか。そういうことをやはり検証することが、今回ガス事業のやり方を電力に広げようとしてきている、まさにその改正であるだけに、非常に大事になってきていると思うんです。

ところが、このガス自由化の検証が大事なのに、必要な資料をお願いしてもさっぱり出てこない。これはやはり、情報を、個別企業の機密だ何だということじゃなしに、ガス料金が低いのか高いのか、直接消費者にかかわる問題について、少なくともガス事業者全体のデータにしても全面的に開示をして、きちんとわかるようにすること、これが非常に大事だと思うんですが、私はこの点について、情報公開を徹底する姿勢というものを大臣

の方から示していただきたいというふうに思います。

○稲川政府委員 大臣からお答え申し上げます前に、若干の事実関係について御報告を申し上げます。

大口料金の料金単価が、一般契約、いわば家庭用に比べて低いという御指摘でございますが、これは、大口需要が一般契約の需要に比べまして、まず使用量が高負荷、高稼働でございまして、こういったため単位当たりの固定費が低くなる、こういう結果でございまして、いわば経営上は当然の結果でございまして。例えば検針費用、集金費用、保安関連費用、これは必要の規模にかかわらず一件当たりのコストはほとんど差がございませぬ。一件当たりのガス消費量が一般家庭用数千件分以上に相当するような大口需要では、単位当たりのコストが極めて僅少になるというものでございまして。

ほかにも、大口需要が中庄以上でガスを供給しますために、低圧導管部分の費用負担が少ない。あるいは製造供給設備等についても、大口の場合には負荷が極めて良好で、設備利用率が相当に高い。かような事情から、単位当たりの費用は一般需要に比較して著しく小さいという御評価になっているものでございます。

また、業務用需要等々についての原料費調整制度についての御指摘がございましたが、この制度は、業務用、大口、また一般、すべてについて現在適用になっていくところでございます。

また、データでございますが、大口部門の詳細データにつきましては、大口部門にかかります競争上の位置づけを阻害してはならない、また、特に大口部門につきましては関係企業がガスの大手三社等々でございまして、わずかな数字が全体的な競争状況を示してしまうというふうなこともございまして、現在のところ公表はいたしておりませんが、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間報告におきまして、大手三社など相当件数の大口供給を行っている一般ガス事業者

は、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない限りにおいて、自主的な取り組みとして、大口供給に係る平均価格、標準モデルケース価格あるいはその他の指標に関する情報を開示していくべきである、かような提言をいただいたところでございまして、現在、この部会の下に設置された制度設計等小委員会におきまして、情報公開への取り組みに関するガイドラインの作成を行っているところでございます。

○与謝野国務大臣 現在、相当件数の大口供給を行っている一般ガス事業者を対象として、大口供給にかかわる適切な情報公開のあり方に関するガイドラインの作成等に向けた検討を進めているところでございます。

○吉井委員 大口のコストを小口、家庭用に転嫁するということは許せるものじゃありませんし、やはり情報公開なしに一方的な言いわけというのは通用しないと思うのです。私は、全面的な開示というものを求めて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

○古賀委員長 前島秀行君。

○前島委員 二、三、基本的なところを伺いたいと思います。

一つは、今度の部分自由化によって競争条件をつくり出したり、ひいては課題である国際的な電力料金を引き下げる、こういう目的が果たして可能だろうか、達成できるだろうかという点であります。

といいますのは、御案内のように電力業界というのは非常に巨額の設備産業、設備を伴うものでもあるし、同時にまた、現在の体系が沖繩を入れると十社の体系になっている。その巨大な設備を伴うものが、発電と送配電というところが一体になって組み込まれている。こういう状況の中で部分的に自由化という形をしても、本当の意味の競争条件をつくり出せるのか、ひいては国際的な料金体系をつくり出すということについてはちょっと無理がある、限界があるんじゃないだろうか。やはりその辺のところまで切り込んでいかないと、なかなかその目的というのは達成し切れないのではないだろうか。

と、なかなかその目的というのは達成し切れないのではないだろうか。

そんなふうな気がしますので、今回の法改正に伴うどの程度の効果といましようかを期待でき得るのか、またそのことによつて、三年後に見直しということには既に言っているわけでありまして、将来的にはさらに自由化といましようか、そういう構造的なところに踏み込んでいくという必要があるような気がするわけでありましてけれども、その辺のところの基本的な受けとめ方について考え方を聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

○稲川政府委員 お答えを申し上げます。

今回の電気事業法の改正は、我が国経済の高コスト構造を正すというテーゼがあつて、そこから出発したものでございまして、その中で、競争の導入による効率化という要請と、供給信頼度の維持、エネルギーセキュリティの確保、あるいは環境問題といった公益的な要請を両立させるという趣旨で行っているものでございまして。

具体的に申し上げますと、供給者と料金、サービス面で交渉する能力のある需要家、これを自由化対象需要家として供給者の選択を認め、そこに小売供給の部分自由化、またこれに伴う電力会社と新規参入者との対等かつ有効な競争環境の整備を行うという点が第一点でございます。また、自由化対象需要家以外の規制部門の需要家に対しては、電力会社の供給について、料金引き下げ時の届け出制の導入、あるいは選択メニューの拡充という意味で、いわゆる規制緩和を行つてございます。

こうした改正によりまして、電気事業全体の効率化が図られ、かつすべての需要家に効率化の成果が行き渡るということを期待しているものでございます。

もちろん、御指摘のとおり、将来の構造的な問題にも踏み込み、今後、三年たちました後でのレビューを行うと考えてございます。

○前島委員 この部分的なことをやるだけで、今

日の基本的な構造的なものに切り込まずして物事は解決しないだろうという基本的な認識を私は持っているものでありまして、将来の電力事業の方向性という一定の方向性を定めていく中で具体的にやつていけない限り、小出しに部分的にやつても、この改革の方向というものが明確になつていない限りなかなか期待できるものではないだろう、私はこういうふうに思っています。

企業のそれぞれの努力の範囲の中での改革、前進ということはある得るだろうな、私はそこは評価をしますけれども、その枠を超えて、基本的な課題、基本的な要請にこたえていくかということになりますと、やはり構造的な問題に向かつていかななくてはいかぬではないだろうか、こういうふうに私は基本的に思います。

そこで、大臣に伺いたいのは、将来の方向性みたいなものをどう構えていくか、こういうことだろうと思います。私は、原発を含めて日本のエネルギーを考えたときに、一定の原発の存在というものも否定できるものではないだろうし、現に設備投資等々でやつたものについての位置づけというのはちゃんとあるわけでありまして、原発を含めて否定するものでも何でもありません。原発を含めて将来のエネルギーの供給システムというのはどうあるべきなのかというところをびしりと描いた上で、必要な改革、メスを入れていくという形だろうと思います。

そういう面では、私は、それぞれの役割、任務分担みたいなものを持つていく中で、それぞれの地域性とか地域域の持っている課題なんかを受けとめていく体制をつくつていく、こういう考え方が必要ではないだろうか、こう思います。そういう面では、私は、地域分散型エネルギー供給システムをどう加味していくかということが非常に必要だろうと思います。

例えば、私のところはちょうど東電と中電の境目なんです。そして、数年前から東電の東の端のエネルギー不足で困つていた。それで今度は、境

発電力をつくらうと思つたけれども結局できなかった。最初から中電がつくるんだけれども、この発電力のエネルギーの大半は東電に売ることを前提にしているわけであつて、なかなか、今議論のあつたさまざまな環境問題等々があつて、結局当時の静岡県知事がノーということになつてつづれてしまつた。

こういう側面があるわけであつて、やはり私は、さまざまな地域の状況あるいは地域におけるエネルギーの必要性等の性格なんかを見て、もつと地域分散型のエネルギー供給システムというふうなものを考えていくべきではないだろうか、余り大型だけでいいという形はどうも無理のような気がいたします。

私は富士山ろくにいますから、あの富士山のすそ野を、新潟の原発から東京へ持つてきているわけですね、送電。それから、昔から富山の方だとか等々の送電線が延々と富士のすそ野を東京に向かつて関東のエネルギー供給として走つていくという歴史を見る。それを見ると、やはり転換効率の問題だとか長距離配送のむだみたいなものを考えるわけであつて、私は、すべて地域分散型ということについては無理も限界もあるだろうと思うけれども、それぞれの要求に応じた配電システムみたいなもの、送電システムみたいなものということは考えるべきではないだろうか。

そうするとやはり、すべて大型だとかすべて十社体制という形だけではなくして、さらに規制緩和だとか競争条件等々入れる中で、地域分散型の、地域の実情に合ったエネルギー供給システムをきめ細かくつくつていくという考え方がどうしても必要になつてくるんじゃないだろうか。そういう将来的な改革の方向、イメージというものを片つ方ずつくりながら、それに向かつての改革点というものをいろいろやつていく。

こういう考えでないで、今のよう基本的な構造がばしつとでか上がつていって、間を縫つて部分的に小出し的に規制緩和をやつても限界があるような気がするものでありますけれども、その辺

のところの大臣の考え方といましようか、将来方向性みたいなものを聞かせていただきたい。

○与謝野国務大臣 ちょうど昭和二十年にどういう体制で電力が供給されていたかということになりますと、そのころは日本発送電という一社体制で発電と送電をやっておりました。もちろん地区では、例えば関東配電とか、あるいは大阪は関西配電が配電をやっていたわけでございます。その後、日本発送電が持っておりました発電施設等を九社に分割いたしまして、今の体制がスタートしたわけでございます。その後、電源開発促進法ができて、電源開発株式会社ができまして、九社プラス配電を行わない一社ができたわけでございます。

電発の歴史も、最初は水力、次に石炭火力、石油火力、また原子力に今手を染めているわけでございまして、徐々にではございますが、日本の電力の体制も変わっております。

ただ、発電、送電のところは変わり得るわけでございますが、実際家庭に配電をするところというのは、さつき先生が電力は設備産業だからとおっしゃったように、なかなか配電のところの体制を要するわけには多分ないかなんだろうと思っております。

ただ、三年前に、卸売電気事業と申しますが、こういうものを自由にしたことによつて、先ほど数字が出ておりましたけれども、相当数の方がこれに参加するようになりました。今、日本の電力会社が抱えております最も大きな問題というのは、発電所を立地するというところでございまして、これは原子力だけでなく、石炭、石油火力のときもそれなりの難しさがあるわけでございまして、既に土地を持つておられる方、あるいは石炭を荷揚げするような設備を持つておられる方が発電に参加するということは、ある意味では、既に過去行つた投資を有効に利用するという意味では大変意義のあることだと思っております。

そこで、そういう体制の問題のほかに、今回は小売の自由化ということで、電力会社の電線を

使つて一つの地点から一つの地点に電気を売るということ、これも新たな試みとしてどう発展していくかということを見守らなければならぬわけですが、先生が後段に言われました地域分散型というのは、大変私に大事だと思つております。これは、小さな水力といつてもばかにしてはいけませんし、また太陽光あるいは風力、こういうものにはやはり相当の研究開発費を使い、特に家庭が導入いたします太陽光で一般家庭の需要をみずから賄うという方向に対しては、研究開発においてもあるいは一般家庭が採用される場合にも、初期の段階においては国が相当の支援をするということも大事です。

また、コージェネレーションがどこまで成功したかというのは議論のあるところでございまして、やはり大きなものにも投資をするということも必要です。地域分散型のそういうエネルギー供給システムの重要性ということも、国民も、あるいは地方自治体も国も、やはり認識をしていかなければならないことのひとつだと思つております。

○前島委員 原子力に限らず火力でも、大型中心の体制というものは限度があることだけは間違いない。発電立地という面から見ても限界があるなということがありますから、今大臣も言われましたように、小さな水力でも使い方によつては地方では非常に有効に経済的にも使えるという側面はいろいろあるだろう、私はこういうふうと思つておりますので、その点の配慮をぜひお願いしたい。その地域分散型、それから地方自治体等々とのさまざまな協力の中で、どうしてもこれからもう一つ追求しなくてはというのは、新エネルギー、自然エネルギーですね。再生可能エネルギーをどう今後やっていくかということも私は重要な一つの視点だろうと思つております。

そこで、時間ありませんから、基本的には、この新エネルギー、自然エネルギーの配電技術、電力をつくり出すという技術、太陽光でも風力でも日本は相当進んでいる、ある意味では相当進ん

でいるというふうに私は認識している、そういうふう聞いています。問題は、それを普及する手段、方法がおくれている。ある意味だと、それにいつてさまざまなブレーキ部分もなきにしもあらず、こういう認識だということに思つてゐるわけでありまして。

そういう面では、技術はあるのでありますから、それを普及させるさまざまな手だてということ、これは政府の姿勢といましようか、今後の行政にかかつてゐる部分でもあるだろう、私はこういうふうにも思ひますし、既存の電力事業者の協力といましようか、理解といふものが絶対に必要だろう。その点が今、この自然エネルギーのさらなる充実という面で必要な課題ではないだろうか。かなという認識を持つてゐるのであります。すなわち、技術は進んでいるけれども、普及とそれのためのさまざまな協力、支援体制といふものがないのではないかと、そんなふうな認識を持つてゐます。

そういう意味で、その認識と、これからこの自然エネルギーに向けての必要性についてちよつと大臣に最後に意見を聞かせていただいて、終わりたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 先ほど申し上げましたように、例えば屋根にパネルをつけて太陽光を電気に変えるという技術は、日本は相当いいところまで行つております。ただ、工場でこういうものをつくりましても、量産ができない。これは需要がないから量産ができないということ、量産効果のないものはやはりどうしても値段が高くなります。したがひまして、先生がおっしゃるように、普及をするためには初期の立ち上がりの段階においてやはり国が支援をするという必要がございまして、そのための予算を国会で先般も御承認いただいたわけでございます。

こういうことと電力会社の電力の供給義務との関連において、接続、接続というのは物理的な接続ではなくて、両方のシステムがうまく動くようにに物事を取り決めるという部分も大変大事である

と私は考えております。

○前島委員 終わります。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、電気事業法及びガス事業法の一部改正案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、大口部門の小売自由化によつて料金の引き下げを図るとの政府の自由化政策に根拠がないからであります。既に四年前に先行実施されたガス事業の大口供給の自由化によつては、一般家庭料金を含め、料金引き下げにつながつた事実はありません。むしろ、大口部門の低料金のしわ寄せを小口部門にかぶせてゐるのが実態です。ガス事業の大口料金自由化の影響を検証する情報すら非公開としたまま、今回、電気事業において同様の自由化を進めようとすることは、到底国民の理解を得られるものではありません。第二に、出資等で他分野の事業に進出し赤字を出すなどの現状があるもとで、兼業規制を廃止することは、電気、ガスという公益事業に責任を持つべき事業者のあり方を一層ゆがめることになりかねないからです。

第三に、料金引き下げを届け出制にすることによつて、引き下げ原資が内部留保に回され、一般消費者、国民に還元されないおそれがあるからです。

なお、卸電力自由化による新規参入者がコスト低減のため環境対策をおろそかにし、大問題になつてゐる実態があります。そのもとで自由化を拡大することは、環境悪化の促進となりかねません。

以上、本案に対する反対理由を述べて、討論を終わります。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外四名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党及び社会民主党、市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本龍君。

○松本(龍)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一 国民生活と産業活動の基盤となる電気及びガス事業の制度改革が、エネルギーセキュリティの確保と地球環境問題等に配慮したエネルギーのベストミックスや高度な供給信頼性の維持等の公益的な課題への取り組みを損なうことがないよう、競争と公益的課題の達成の両立を図りつつ推進すること。

二 今改正において導入される諸制度の詳細設計に当たっては、新規参入の拡大が有効な競争を促進し業務の合理化・効率化に資するものとなるよう、公正かつ公平なルールの整備を行うこと。

特に、電力会社が保有する送電ネットワークの開放については、料金算定条件等について対等な競争条件が確保されるものとするとともに、系統運用やベースロード電源の活用

に支障を生じることがないよう適切な制度構成を図ること。

三 制度改正により期待される一般電気事業者及び一般ガス事業者の経営努力等の成果が、小口需要家の料金等に適切に反映されるよう制度の運用を図ること。

四 地球環境問題への対応等の観点から、発電分野における自由化の拡大が地球環境への負荷の増大を招くことがないよう、太陽光や風力発電等の自然エネルギーを利用した電力の売買を促進するための施策について、引き続き積極的に推進すること。

五 施行後三年経過時に予定される今改正の検証と制度の見直しに向けて、電力・ガス事業における我が国に適合した制度改革のあり方等について、十分な状況把握に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○与謝野通商産業大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次に、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○与謝野通商産業大臣 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国際的な大競争時代において、我が国の経済、産業の活性化を図るためには、創造的技術開発を促進することが重要であります。このため、技術開発の成果である知的財産の法的保護を迅速かつ十分に付与することにより、その経済的価値を国際水準にまで高めることが必要であります。また、企業の活発な国際展開に対応し、商標の国際的保護を図るための制度を構築することが求められております。

本法律案は、かかる情勢を踏まえ、特許法その他の工業所有権関係法律について、権利の強固な保護、標準の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の実施、特許料の引き下げ等を図るために所要の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、昨年十二月に工業所有権審議会より特許法等の改正に関する答申が提出されており、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権の早期取得を図るため、審査請求期間を現行の七年から三年に短縮することです。

第二は、特許権等の侵害に対する救済措置を拡充することです。具体的には、文書提出命令等の拡充による侵害の立証の容易化、鑑定手続の整備による損害の計算の容易化や、裁判所の認定による実質的規模の賠償額の実現を図るものであります。

第三は、商標の国際的保護を図るため、マドリッド協定の議定書を実施するための手続を整備することです。具体的には、我が国の商標登録出願等に基づく国際登録出願や、国際登録に基づく我が国での保護を求める商標登録出願に係る手続を新たに設けることです。

第四は、出願人や権利者の負担の軽減を図るため、特許料、審査請求料を引き下げることです。具体的には、基本発明重視の観点に立脚した特許料等の引き下げを図ること、及び特許料の納付を猶予し、または減免する特例措置の対象に資力に乏しい法人を加えることです。

第五は、その他権利の迅速かつ十分な保護、工業所有権制度の国際的調和等を図るために必要な事項について、所要の改正を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る二十七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条・第六十五条」を「第六十四條・第六十五條」に改める。

第九條及び第十四條中「その取下げ」の下に「出願公開の請求」を加える。

第十七條の三中「以内」の下に「出願公開の請求があつた後を除く。」を加える。

第二十九條第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、「発明」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」を加える。

第三十條第一項中「発表し」の下に「電気通信回線を通じて発表し」を加え、「発明について」を「発明は」に、「特許出願をしたときは、その発明は、同項各号」を「した特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「発明について」を「発明は」に、「特許出願をしたとき」を「した特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については」に改め、同条第四項中「特許出願に係る発明について」を削り、「その特許出願に係る」を「第二十九條第一項各号の一に該当するに至つた」に、「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第四十四條に次の一項を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十條第四項、第四十一條第四項又は第四十三條第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

第四十六條第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第四十八條の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

第六十四條第一項に後段として次のように加える。

次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

第六十四條の次に次の二條を加える。

(出願公開の請求)

第六十四條の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三條第二項(第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三條第五項(第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されていなければならない場合

三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六條の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていなければならない場合

2 出願公開の請求は、取り下げることができる。

第六十四條の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

第六十五條第五項中「、第四百四條及び第四百五條」を「及び第四百四條から第四百五條の二まで」に改める。

第六十七條第二項中「一年以上でなかつた」を「できない期間があつた」に改める。

第六十七條の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六ヶ月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に「並びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第六十七條の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七條第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六ヶ月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 第六十七條第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七條第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六ヶ月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項の特許公報に掲載しなければならない。

第六十七條の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前条第四項」を「第六十七條の二第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決」に改め、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一號を加える。

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

第七十一條第三項を次のように改める。

第七十一條第三項第一項及び第二項本文、第三百三十一條第一項及び第二項、第三百三十三條第一項及び第二項、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條、第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項、第三百三十八條、第三百三十九條(第六号を除く。)、第三百四十條から第三百四十四條まで、第三百四十四條の二第一項及び第三項から第五項まで、第三百四十五條第二項から第五項まで、第三百四十六條、第三百四十七條第一項及び第二項、第三百四十八條第一項から第五項まで、第三百四十九條第一項、第三百五十條第一項から第五項まで、第三百五十一條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項、第三百五十七條並びに第三百五十九條第三項、第四百項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三百五十五條中「審決」とあるのは「決定」と、第三百五十五條第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審判」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第三百五十一條中「第四百四十七條」とあるのは「第四百四十七條第一項及び第二項」と、第三百五十五條第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替へるものとする。

第七十一條に次の一項を加える。

4 前項において読み替へて準用する第三百三十五條の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第七十一條の次に次の一號を加える。

第七十一條の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三

七条第二項並びに第三百三十八条の規定は、前項の鑑定に準じて準用する。

第百四條の次に次の一条を加える。

(具体的態様の明示義務)

第百四條の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならぬ。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第百五條の見出しを「書類の提出等」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「対し」の下に「当該侵害行為について立証するため、又は」を加え、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合において、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第百五條の次に次の二条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第百五條の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならぬ。

(相当な損害額の認定)

第百五條の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するため

に必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第百七條第一項の表中「千四百円」を「千五百円」に、「千五百円」を「千六百円」に、「四千二百円」を「三千二百円」に、「八千四百円」を「六千四百円」に改める。

第百九條を次のように改める。

(特許料の減免又は猶予)

第百九條 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人

二 その特許発明が第三十五條第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第百十六條の次に次の一条を加える。

(審判書記官)

第百十六條の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第百二十條の四第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第百二十六條第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第百二十條の四第二項

ただし書第一号又は第二号の場合」と読み替へるものとする。

第百三十四條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第百二十六條第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合」とあるのは、「第百二十三條第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第百三十四條第二項ただし書第一号又は第二号の場合」と読み替へるものとする。

第百四十四條の次に次の一条を加える。

(審判書記官)

第百四十四條の二 特許庁長官は、各審判事件(第百六十二條の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第百六十四條第三項の規定による報告があつたものに限る。)について審判書記官を指定しなければならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4 審判書記官は、審判事件に関し、調査の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。

5 第百三十九條(第六号を除く。)及び第百四十條から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除外又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除外又は忌避についての審判に関与することができない。

第百四十七條第一項中「特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて」を「審判書記官は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審判書記官は、前項の調査の作成又は変更に関し審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添へることができる。

第百五十九條第四項中「申立」を「申立て」に改め、「審判官」の下に「及び審判書記官」を加える。

第百五十九條第三項中「第五十一條」の下に「及び第六十七條の三第二項」を加える。

第百六十八條に次の二項を加える。

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第百八十四條の九第一項中「優先日から一年六月を経過した時又は」及び「時のいずれか遅い時」を削る。

第百八十四條の十第一項中「(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)及び」(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)を削る。

第百八十四條の十二第三項中「以内」の下に「(第百八十四條の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出席人から出席審査の請求があつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出席審査の請求があつた後を除く。)」を加える。

第百八十四條の十四中「国際特許出願に係る発明について」を削り、「者」を「国際特許出願の出願人」に、「その国際特許出願に係る」を「第二十九條第一項各号の一に該当するに至つ

たに、「同条第一項」を「第三十条第一項」に、「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第九十条中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

第九十五条の二を次のように改める。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められていて、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第九十九条第二項中「事件の」の下に「判定の」を加え、又は「若しくは審決」を「若しくは審決」に改める。

第二百一条第二号中「各本条」を「一億円以下」に改める。

第二百二条中「第五百五十一条」の下に「第七十一条第三項」を加える。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、「考案」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案」を加える。

第十条に次の二項を加える。

8 第一項に規定する出願の変更をする場合に

は、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十六条中「第七十一条」を「から第七十一条の二まで」に改める。

第三十条中「第五百五条(書類の提出)及び第六百六条(信用回復の措置)」を「第四百四條の二から第六百六条まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第三十一条第一項の表中「九百円」を「七千円」に、「千八百円」を「千四百円」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(登録料の減免又は猶予)

第三十三条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第三十三条中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十六条において準用する特許法第九十九条」を「前条」に改める。

第三十六条中「第九十九条(特許料の減免又は猶予)及び」を削る。

第四十条に次の二項を加える。

3 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その

旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。

その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第五十四条第九項を次のように改める。

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除すること

ができる。

第五十九条第二項中「事件の」の下に「判定の」を加え、又は「を」を加える。

第六十一条第二号中「各本条」を「三千万円以下」に改める。

第六十二条中「第四十一条」を「第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条」に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十四條第三項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「頒布」を「頒布」に改め、「記載された意匠」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠」を加える。

第四条第一項中「意匠について」を「意匠は」に、「意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号」を「した意匠登録出願に係る意匠について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号」に改め、同条

第二項中「意匠について」を「意匠も」に、「意匠登録出願をしたときも」を「した意匠登録出願に係る意匠について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「意匠登録出願に係る意匠について」を削り、「その意匠登録出願に係る」を「第三條第一項第一号又は第二号に該当するに至つた」に、「同項に規定する」を「前項の規定の適用を受けることができる」に改める。

第十条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四條第三項又は第十五條第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第十五條第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三條第五項中「第十條の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五條第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五條の次に次の一条を加える。

第二十五條の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四十一条中「第五百五条(書類の提出)及び第六百六条(信用回復の措置)」を「第四百四條の二から第六百六条まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第七十二条第二項中「査定又は審決」を「判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決」に改める。

第七十四条第二号中「各本条」を「三千万円以下」に改める。

第七十五条中「第五十二条」を「第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条」に、「特許法第七百七十四条第三項」を「同法第七百七十四条第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一条第五項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(出願公開)

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならぬ。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善

良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したものの。第十八条第三項第三号及び第二十七條第一項において同じ。)

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項第二章中第十三条の次に次の一条を加える。

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に對し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第五十五条、第五十五条の二及び第六十六条並びに民法第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用す

る。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りたる時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。

第十八条第三項第三号中「(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したものの。第二十七條第一項において同じ。)」を削る。

第二十八條第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第三十九条中、「(第五百五条(書類の提出)及び第六十六条(信用回復の措置)を」及び第四百条の二から第六六条まで(「具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置」)に改める。

第四十条第一項中「この条、第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において」を削る。

第四十三条の五の次に次の一条を加える。

(審判書記官)

第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第六十五條第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第六十八條第一項中「並びに第十三条第一項」

を「第十二条の二、第十三条第一項並びに第十三条の二」に、「読み替へる」を「第十三条の二第五項中「第三十七條」とあるのは「第六十七條(第一号に係る部分を除く。)」と読み替へる」に改め、同条第三項中「第二十八條」を「第二十八條の二」に改める。

第六十八條の二に次の一項を加える。

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

第六十九條中「についての」の下に「第十三条の二第四項(第六十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七十五條第二項第一号」を「第七十五條第二項第四号」に改める。

第七十條第一項中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改める。

第七十一條第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第七十五條第二項中第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする標準についてした補正

第八十一條第二項中「事件の」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加え、「又は審決」を「若しくは審決」に改める。

第八十二條第二号中「各本条」を「一億円以下」に改める。

第八十三条中「第四十三條の八」を「第二十八條第三項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一條第三項において、第四十三條の八」に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十七條第三項」に改める。

第十四條第三項に改める。
附則第二十九條中「又は人に對し、」を「に對して一億円以下の罰金刑を、その人に對して」に改める。
第五條 商標法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 防護標章（第六十四條―第六十八條）」を

第七章 防護標章（第六十四條―第六十八條）
第七條の二 マドリッド協定の議定書
第一節 國際登録出願（第六十八條）
第二節 國際商標登録出願に係る特
第三節 商標登録出願等の特例（第

十八條）
に基づく特例
の二―第六十八條の八）
例（第六十八條の九―第六十八條の三十一）
第六十八條の三十一―第六十八條の三十九）

に、「第六十八條の二」を「第六十八條の四十」に改める。

第十六條中「審査官は、」の下に「政令で定める期間内に」を加える。
第六十八條の二を第六十八條の四十とし、第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 國際登録出願（國際登録出願）

第六十八條の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、營業所）を有する外国人であつて標章の國際登録に關するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二條（一）に規定する國際登録（以下「國際登録」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいづれかを基礎とした議定書第二條（二）に規定する出願（以下「國際登録出願」という。）をしななければならない。この場合において、通商産業省令で定める要件に該當するときには、二人以上が共同して國際登録出願をすることが出来る。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出

願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）
二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）
2 國際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならぬ。
3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 國際登録出願に係る商標の保護を求め、議定書の締結国の国名
二 國際登録出願に係る商標の保護を求め、商品又は役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分
4 國際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三條（三）の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

第六十八條の三 特許庁長官は、國際登録出願

の願書及び必要な書面を議定書第二條（一）に規定する國際事務局（以下「國際事務局」という。）に送付しなければならない。
2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び國際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。
3 第一項の場合において、特許庁長官は國際事務局に送付した國際登録出願の願書の写しを当該國際登録出願の出願人に對して送付する。
（事後指定）
第六十八條の四 國際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三條の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて國際登録後のもの（以下「事後指定」という。）を特許庁長官にすることが出来る。
（國際登録の存続期間の更新の申請）
第六十八條の五 國際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七條（一）に規定する國際登録の存続期間の更新（以下「國際登録の存続期間の更新」という。）の申請を特許庁長官にすることが出来る。
（國際登録の名義人の変更の記録の請求）
第六十八條の六 國際登録の名義人又はその譲受人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九條に規定する國際登録の名義人の変更（以下「國際登録の名義人の変更」という。）の記録の請求を特許庁長官にすることが出来る。

指定された商品若しくは役務ごと又は國際登録が効力を有する締結国ごとにする事が出来る。
（商標登録出願に關する規定の準用）
第六十八條の七 第七十七條第二項において準用する特許法第七十七條第三項（第三号に係る部分に限る。）及び同法第十八條第一項の規定は、國際登録出願、事後指定、國際登録の存続期間の更新の申請及び國際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。
（通商産業省令への委任）
第六十八條の八 第六十八條の二から前条までに定めるもののほか、國際登録出願、事後指定、國際登録の存続期間の更新の申請及び國際登録の名義人の変更の記録の請求に關し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。
第二節 國際商標登録出願に係る特例（領域指定による商標登録出願）
第六十八條の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三條（四）に規定する國際登録の日（以下「國際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合には、議定書第三條（二）の規定により國際登録に係る事後指定が議定書第二條（一）に規定する國際事務局の登録簿（以下「國際登録簿」という。）に記載された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 前項に規定する請求は、國際登録において

2 日本国を指定する國際登録に係る國際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五條第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

所	國際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
國際登録の対象である商標	國際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
國際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登録出願」という。)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)とみなす。

2 第六十八条の三十三第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。(出願時の特例)

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九條第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。(出願の分割の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十條の規定は、適用しない。(出願の変更の特例)

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十一條及び第六十五條の規定は、適用しない。(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願についての第十二條の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第五項から第七項までの規定は、適用しない。(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなす。(補正後の商標についての新出願の特例)

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七條の二第一項又は第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七條の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七條の二第二項において準用する意匠法第十七條の四の規定は、適用しない。(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八條第二項の規定の適用については、同項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

2 国際商標登録出願についての第十八條第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八條第二項の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

国際登録の存続期間の更新により更新すること

3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。(存続期間の更新登録の特例)

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九條から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは、「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の規定は、適用しない。(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七條第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の三の規定は、適用しない。(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができ、

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五條において準用する特許法第九十七條第一項の規定は、適用しない。(商標権の登録の効果の特例)

第六十八條の二十六 國際登録に基づく商標權の移転、放棄による消滅又は処分制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 國際登録に基づく商標權については、第三十五條において読み替えて準用する特許法第九十八條第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八條の二十七 國際登録に基づく商標權についての第七十一條第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標權の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標權の設定又は処分の制限」とする。

2 國際登録に基づく商標權の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、國際登録簿に登録されたところによる。

(手続の補正の特例)

第六十八條の二十八 國際登録出願については、第十五條の二(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第十五條の三(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができ。

2 國際登録出願については、第六十八條の四十の規定は、適用しない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標權についての特例の特例)

第六十八條の二十九 國際登録に基づく商標權についての第六十九條の規定の適用については、同条中「第二十條第四項、第三十三條第一項、第三十五條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号」とあるのは「第三十三條第一項、第六

十八條の二十五第一項若しくは第六十八條の二十六第一項」と、「第七十一條第一項第一号」とあるのは「第六十八條の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一條第一項第一号、第六十八條の二十七第二項」とする。

(國際登録に基づく商標權の個別手数料)

第六十八條の三十 國際登録に基づく商標權の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八條(7)(a)に規定する個別の手数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当する額を國際登録前に國際事務局に納付しなければならない。

2 國際登録に基づく商標權の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を國際事務局に納付しなければならない。

3 國際登録出願及び國際登録に基づく商標權については、第四十條から第四十三條まで及び第七十六條第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。))の規定は、適用しない。

(通商産業省令への委任)

第六十八條の三十一 第六十八條の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第三節 商標登録出願の特例

(國際登録の取消後の商標登録出願の特例)

第六十八條の三十二 議定書第六條(4)の規定により日本国を指定する國際登録の対象であつた商標について、当該國際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該國際登録が取り消されたときは、当該國際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができ。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各

号のいずれにも該当するときは、同項の國際登録の國際登録の日(同項の國際登録が事後指定に係るものである場合は当該國際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の國際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二 商標登録を受けようとする商標が前項の國際登録の対象であつた商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の國際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3 第一項の國際登録に係る國際商標登録出願についてパリ条約第四條の規定による優先權が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先權が認められる。

4 第一項の國際登録に係る國際商標登録出願について第九條の三又は第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第二項の規定による優先權が認められていたときは、前項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願についての第十條第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部(第六十八條の三十二第一項の國際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)」とする。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八條の三十三 議定書第十五條(5)(b)の規定により、日本国を指定する國際登録の名義人が議定書第二條(1)の規定に基づく國際登録をする資格を有する者でなくなつたときは、当該國際登録の名義人であつた者は、当該國際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができ。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一

項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の國際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五條(3)の規定による廢棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替へるものとする。

(拒絕理由の特例)

第六十八條の三十四 第六十八條の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五條の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項若しくは第六十八條の三十二第二項各号(第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 國際登録に係る商標權であつたものについての第六十八條の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六十八條の三十七及び第六十八條の三十九において「舊國際登録に係る商標權の再出願」という。))については、第十五條(第一号及び第二号に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

(商標權の設定の登録の特例)

第六十八條の三十五 第六十八條の三十二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る國際登録の國際登録の日(國際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八條第二項の規定にかかわらず、商標權の設定の登録をする。

(存続期間の特例)

第六十八條の三十六 前条に規定する商標權の

存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。（登録異議の申立ての特例）

第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、第四十三条の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録（旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。）とする。

（商標登録の無効の審判の特例）

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第二項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

第七十六條第一項中第七号を第十一号とし、第三号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。
三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者
四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者
五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者
六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）
第六條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。
第二條第三項中「又は「審査官」を「審査官」又は「審判書記官」に、又は「審査官」を「審査官又は審判書記官」に改める。
第四條第一項中「特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員」を「審判書記官」に、「又は審査」を「若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て」に改める。
第五條第二項及び第五項中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。
第十二條第二項第二号中「第七十一條第一項」の下に「（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一條中特許法第七條第一項の表の改正規定及び同法第六十八条に二項を加える改正規定、第二條中実用新案法第三十一條第一

項の表の改正規定及び同法第四十條に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三條第六項及び附則第七條から第十二條までの規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五條の規定並びに附則第六條、第十六條及び第十七條の規定、標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日
三 第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項第二号の改正規定、平成十三年一月一日

四 第一條中特許法第四十六條第一項にただし書を加える改正規定、同條第二項の改正規定及び同法第四十八條の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定、平成十三年十月一日
（特許法の改正に伴う経過措置）
第二條 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第五項及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第一條の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十四條第四項（新特許法第四十六條第五項及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
3 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る出願審査の請求

求については、新特許法第四十八條の第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

6 特許法第六十七條第二項の政令で定める処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることが二年に満たない期間でできなかった者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。
7 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。
8 新特許法第四章第二節（新特許法第六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一條の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

9 新特許法第五條の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。
10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料（旧特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた特許出願に係る特許料の減免又は猶予については、新特許法第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは特許法第二百三十三条第一項の審判又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第二百二十条の四第三項（新特許法第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び新特許法第二百三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 国際特許出願であつてこの法律の施行前に国際公開がされたものについての新特許法第八十四條の十第一項の規定の適用については、同項中「国際公開があつた後」とあるのは「国際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行の時のいずれか早い時の後）」と、「特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とあるのは「特許権の設定の登録前（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律の施行の時のいずれか早い時の後の特許権の設定の登録前）」に、外国語特許出願」とする。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた実用新案登録出願であつて、実用新案法第十條第三項の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第二條の規定による改正後の実用新案法以下「新実用新案法」という。第十條第八項及び第九項の規定を適用する。

3 この法律の施行前に求められた登録実用新案の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。

4 新実用新案法第四條第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二條の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四條第二節の規定により生じた効力を妨げない。

5 新実用新案法第三十條において準用する新特許法第五條の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

6 附則第一條第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料（旧実用新案法第三十六條において準用する旧特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新実用新案法第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

（意匠法の改正に伴う経過措置）
第四條 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願に係る意匠の新規性の要件については、その意匠登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十條の二第二項（同法第十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第三條の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十條の二第三項の規定を適用する。

3 この法律の施行前に求められた登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定については、なお従前の例による。

4 新意匠法第四條第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第三條の規定による改正前の意匠法第四條第二節の規定により生じた効力を妨げない。

5 新意匠法第四十一條において準用する新特許法第五條の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

6 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

（第四條の規定による商標法の改正に伴う経過措置）
第五條 この法律の施行後にされた商標登録出願であつて商標法第十條第二項（同法第十一條第五項及び第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第四條の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十條第三項の規定を適用する。

2 新商標法第十二條の二及び第十三條の二の規定は、この法律の施行後にした商標登録出願から適用する。

3 この法律の施行前に求められた商標権の効力についての判定については、なお従前の例による。

4 第一項から前項までの規定は、防護標章登録出願及び防護標章登録に基づく権利に準用する。

5 新商標法第四條第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第四條の規定によ

る改正前の商標法第四條第二節の規定により生じた効力を妨げない。

6 新商標法第三十九條において準用する新特許法第五條の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

7 新商標法第六十八條の二第二項の規定は、この法律の施行後に商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた商標登録出願から適用する。

（第五條の規定による商標法の改正に伴う経過措置）
第六條 附則第一條第二号に定める日前にした商標登録出願についての商標登録をすべき旨の査定又は審決については、第五條の規定による改正後の商標法第六十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（昭和六十年旧特許法の一部改正）
第七條 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の特許法（以下「昭和六十年旧特許法」という。）の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項の表中「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千二百円」を「八千四百円」に、「二万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「四万四千八百円」を「三万三千六百円」に改める。

（昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置）
第八條 附則第一條第一号に定める日前に前條の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料（昭和六十年旧特許法第九條の規定に

よりその納付が猶予されたものを含む。に
ついては、前条の規定による改正後の昭和六十年
旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第九条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六
十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改
正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「七千円」を「八千
五百円」に、「七千四百円」を「五千六百円」に、
「二千一百円」を「一万三千五百円」に、「二
万二千四百円」を「八千四百円」に、「二
万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「
四万四千八百円」を「五万四千円」に、「四
万四千八百円」を「三万三千六百円」に改
め、同条第四項中「新特許法」を「特許法」に、
「別表第五号」を「別表第六号」に、「五万六千
二百円」を「八万四千三百円」に、「千八百円」
を「二千七百円」に、「七万五千円」を「七万
七千三百円」に、「一万二千円」を「九千円」に、
「同表第十号」を「同表第十三号」に、「三万九
千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四
百円」を「五千五百円」に改める。

附則第五条第二項中「新実用新案法」を「特
許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第
二十六号。以下この項において「平成五年改正
法」という。)」附則第四条第一項の規定により
なおその効力を有するものとされた平成五年改
正法第三条の規定による改正前の実用新案法に
改め、同項の表中「九千五百円」を「九千三
百円」に、「一万八千九百円」を「一万八千五
百円」に、「三万七千八百円」を「三万七千円」
に改める。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措
置)
第十条 附則第一条第一号に定める日前に前条の
規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第
三条第三項の規定により読み替えて適用される

旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付
した特許料又は同日前に同項の規定により納付
すべきであった特許料(旧特許法第九十九条の規
定によりその納付が猶予されたものを含む。に
ついては、前条の規定による改正後の昭和六十
一年改正法附則第三条第三項の規定により読み
替えて適用される新特許法第七十七条第一項の
規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定
による改正前の昭和六十二年改正法附則第五
条第二項の規定により読み替えて適用される旧実
用新案法第三十一条第一項の規定により既に納
付した登録料又は同日前に同項の規定により納
付すべきであった登録料(旧実用新案法第三十
六条の規定によりその納付が猶予されたものを
含む。に)については、前条の規定による改正後
の昭和六十二年改正法附則第五条第二項の規定
により読み替えて適用される新実用新案法第三
十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の
例による。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十一条 特許法等の一部を改正する法律(平成
五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」
という。)」附則第四条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた同法第三条の規
定による改正前の実用新案法(以下「平成五年
旧実用新案法」という。))の一部を次のように
改正する。

第三十一条第一項の表中「千円」を「八百円」
に、「二千円」を「千六百円」に、「四千円」を
「三千二百円」に改める。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過
措置)
第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条
の規定による改正前の平成五年旧実用新案法第
三十一条第一項の規定により既に納付した登録
料又は同日前に同項の規定により納付すべきで
あった登録料(平成五年旧実用新案法第三十四
条において準用する平成五年改正法附則第四条

第一項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた平成五年改正法第一条の規定による改
正前の特許法第九十九条の規定によりその納付が
猶予されたものを含む。に)については、前条の
規定による改正後の平成五年旧実用新案法第三
十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の
例による。

(平成五年旧特例法の一部改正)

第十三条 平成五年改正法附則第四条第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされた工
業所有権に関する手続等の特例に関する法律の
一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(電子情報処理組織による
特定手続の特例)」に改め、同条第一項を次のよ
うに改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行
う者は、電気通信回線の故障その他の事由に
より当該特定手続を行うことができない場合
において、特許庁長官が必要であると認める
ときは、電子情報処理組織の使用に代えて、
政令で定めるところにより、磁気ディスク(こ
れに準ずる方法により一定の事項を確実に記
録しておくことができる物を含む。以下同
じ。の)提出によりその特定手続を行うこと
ができる。

第六条第二項中「特定手続等」を「特定手続」
に改め、同条第三項中「特定手続等」を「特定
手続」に改め、「当該磁気ディスクに添付さ
れた図面の内容その他の政令で定める事項」を
削る。

第七条第一項中「特定手続等のうち特許出願
その他の政令で定める手続」を「特定手続(政
令で定める手続を除く。に)」に、「当該手続に」を
「その手続に」に改め、「であつて政令で定める
もの」及び「(通商産業省令で定めるものを除
く。に)」を削り、同条第二項中「前項の政令で定
める手続」を「特定手続(前項の政令で定める
手続を除く。に)」に改める。

第八条第一項中「特定手続等」を「特定手
続

続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対す
る手続であつて政令で定めるもの(以下この項
及び次項において「特定手続等」という。が)
に、「前条第一項の政令で定める手続」を「特
定手続(前条第一項の政令で定める手続を除
く。に)」に改め、「その他の政令で定める事項」を
削る。

(平成五年改正法の一部改正)

第十四条 平成五年改正法の一部を次のように改
正する。

附則第四条第二項中「において、」の下に「こ
の法律の施行後に請求される明細書又は図面
の訂正並びに」を加え、「以下「平成十年改
正法」という。を削り、「又は明細書若しくは
図面の訂正及び平成十年改正法」及び「特許
法等の一部を改正する法律(平成十一年法律
第 号。以下「平成十一年改正法」とい
う。に)に改め、同項の表第四十条第二項の項下
欄中「場合に準用する」を「場合に準用する。
この場合において、前条第三項中「第一項第一
号の場合」とあるのは、「第三十七條第一項
又は第四十八條の十二第二項の審判において
は、当該審判の請求がされていない請求項に
ついての訂正であつて、第四十條第二項第一
号の場合」と読み替えるものとする」に改め、
同表第六十一條の項下欄中「二 第五十六條第
二項、第五十七條又は第五十八條 各本条の罰
金刑」を「二 第五十六條第二項 三百万円以
下の罰金刑 三 第五十七條又は第五十八條 三
千円以下の罰金刑」に改め、同条に次の一項
を加える。

3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実
用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十
二第二項の審判における明細書又は図面の訂正
については、第二項において読み替へられた旧
実用新案法第四十條第五項後段の規定は、適用
しない。

(平成六年改正法の一部改正)

第十五条 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新々特許法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百二十条の四第三項後段の規定は、適用しない。
附則第九条第四項から第六項までの規定中

「新々特許法」を「平成十一年改正特許法」に改める。

（弁理士法の一部改正）
第十六条 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。

第九条中「称ス」の下に「若ハ商標法ノ規定ニ依ル国際登録出願（以下単ニ国際登録出願ト称ス）」を加える。

第二十二條ノ二第一項中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。

（登録免許税法の一部改正）
第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「含む」を「含み、国際登録簿への登録を除く」に、

- (内) 商標法（昭和三十四年法律第百二条）（特許法の準用）項（在外者の特許管理権の登録
- (外) 附記登録、仮登録、の更生若しくは変更のまでの登録に該当する登録の抹消

商標権等の件数	一件につき千五百円
商標権等の件数	一件につき千円
商標権等の件数	一件につき千円

商標権等の件数	一件につき千円
商標権等の件数	一件につき千円
商標権等の件数	一件につき千円

に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（政令への委任）
第十九条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条、第十二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請的確に対処し、工業所有権制度の国際的調和を図るため、審査請求期間の短縮、権利侵害に対する救済措置の拡充等の強く早い保護を実現するとともに、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を実施するための国際商標登録出願に係る手続を整備し、あわせて特許料の引下げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年五月十七日印刷

平成十一年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局